

小千谷市公共施設等総合管理計画

【改訂版】

平成29年3月 策定

令和5年2月 改訂

小 千 谷 市

注

1. 本計画における公共施設等に係る将来更新費用の試算は、総務省が公表する「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下「更新費用試算ソフト」という。）を用いています。
2. 本計画における公共施設等のデータについては、端数処理等の関係で数値が一致しない場合があります。
3. 特に記載のあるもの以外は、平成 28 年度末現在の状況により作成しています。
4. この計画書において、「更新」は大規模改修及び建替えを含めた更新を、「建替え更新」は建替えによる更新のみを表しています。

目 次

第 1 章	公共施設等総合管理計画について	1
1-1	策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置付け	1
1-3	計画期間	2
1-4	計画の対象範囲	2
第 2 章	小千谷市の概要	3
2-1	概況	3
2-2	人口の推移	3
2-3	公共施設等の現状	6
2-4	財政の状況と見通し	16
2-5	公共施設等更新費用の見通し	19
第 3 章	公共施設等の管理に関する基本方針	25
3-1	現状や課題に関する基本認識	25
3-2	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	26
第 4 章	施設類型ごとの管理に関する基本方針	29
4-1	建築系施設	29
1	市民文化系施設	
2	社会教育系施設	
3	スポーツ・レクリエーション系施設	
4	産業系施設	
5	学校教育系施設	
6	子育て支援施設	
7	保健・福祉施設	
8	行政系施設	
9	公営住宅	
10	公園施設	
11	供給処理施設	
12	その他の施設	
13	普通財産	
4-2	インフラ資産	39
1	道路	
2	橋りょう	
3	上水道	

- 4 工業用水道
- 5 下水道
- 6 ガス
- 7 その他のインフラ

第5章 推進体制 **43**

5-1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 43

5-2 フォローアップの実施方針 43

その他

公共施設の一覧 **44**

第 1 章 公共施設等総合管理計画について

1-1 策定の背景と目的

国は、2013（平成 25）年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、2013（平成 25）年 11 月に、公共施設等の老朽化が急速に進展することへの対応として、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、2014（平成 26）年 4 月、地方公共団体へ計画策定を要請しました。

本市では、高度経済成長期の昭和 40 年代以降に集中的に整備された公共施設等が年数の経過とともに老朽化し、同時期に施設の大規模な修繕工事や建替え更新が必要となります。一方で、人口減少と少子高齢化が進み、人口規模に見合う施設規模、保有数に不均衡が生じることにより、施設の維持、管理、更新に必要な財源が不足することが懸念されています。

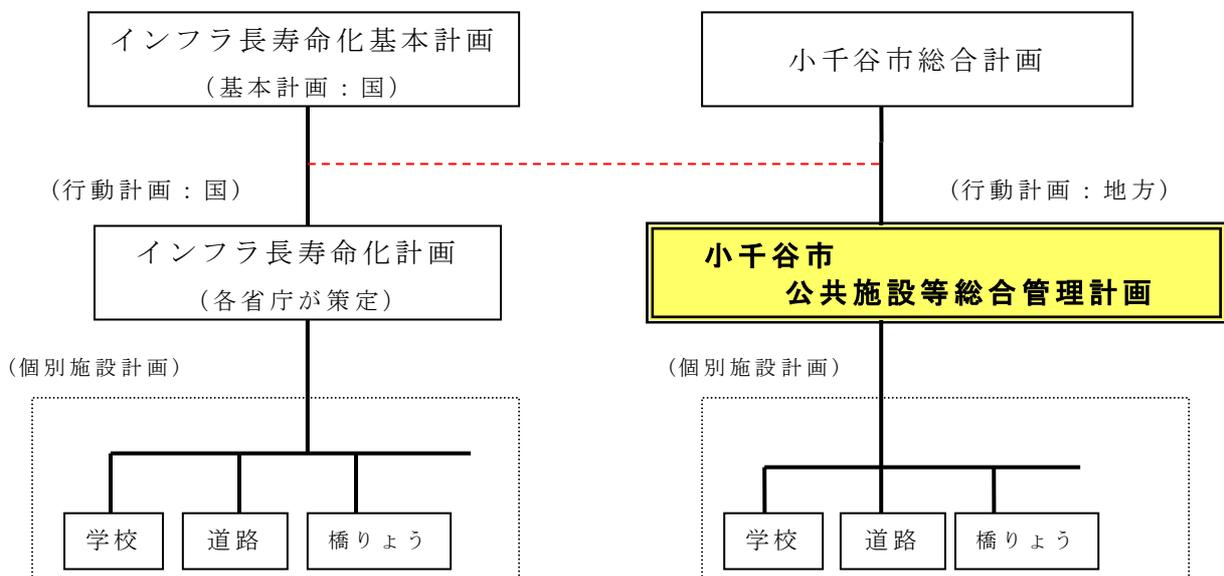
これらの背景を踏まえ、本市の公共施設等の全体の現状を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等を効率的かつ有効的に活用するため、「小千谷市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

1-2 計画の位置付け

この計画は、本市の公共施設等における総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示すものとして位置付けるもので、「小千谷市総合計画」との整合を図り、公共施設等全体の管理に関する上位計画として位置付けるものです。

また、この計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体に策定が要請されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、2014（平成 26）年 4 月 22 日に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいて策定しています。

【図表 1-1：計画の体系（イメージ）】



1-3 計画期間

本市の公共施設の多くは、1970年代から1980年代にかけて集中的に整備したものです。既に30年以上を経過している施設については、今後、一斉に更新時期を迎えることが予測され、また、少子高齢化や人口減少による利用需要の変化も見込まれます。

人口規模に見合う施設規模、保有の最適化と長寿命化については、中長期的な視点での取り組みが必要です。小千谷市人口ビジョンによる本市の将来人口の見通しを踏まえ、計画期間を2017（平成29）年度から2040年度までとします。

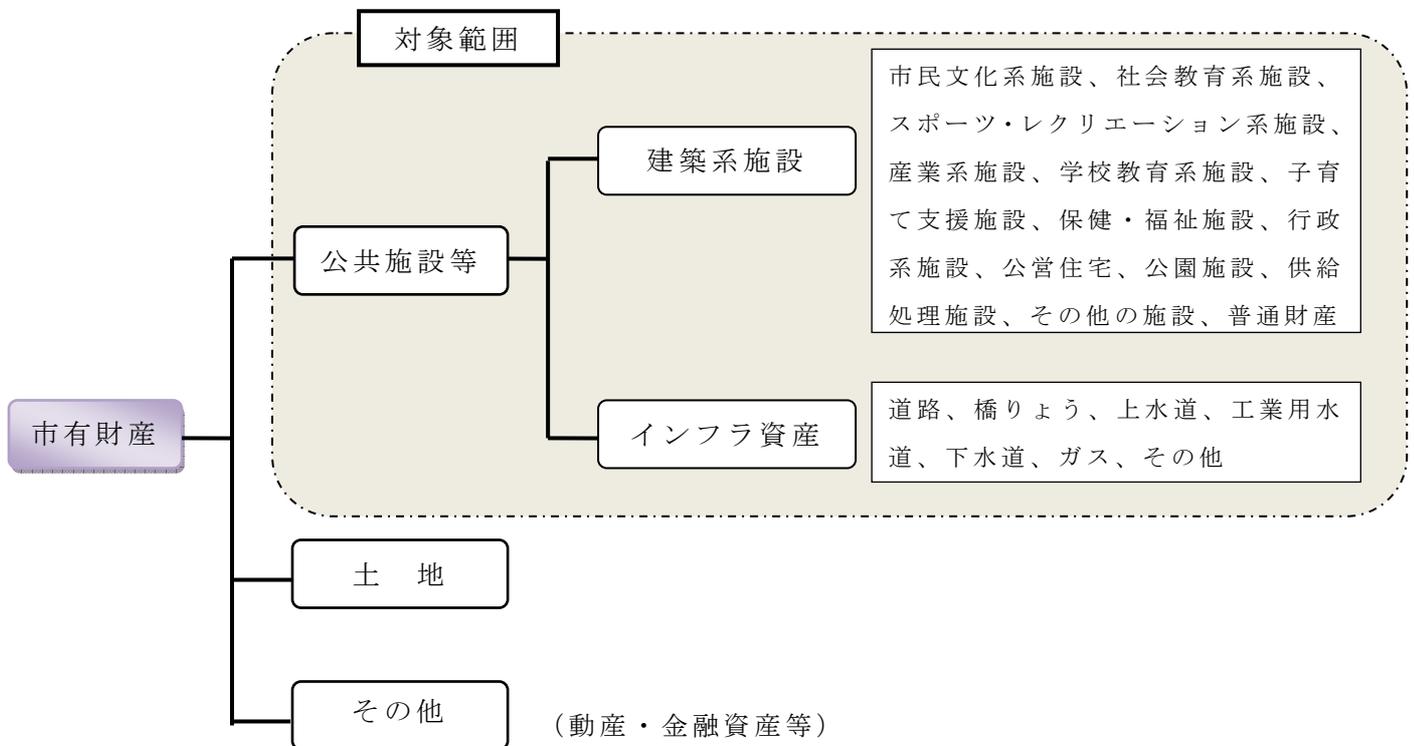
なお、市の財政状況や社会情勢の変化などに応じて見直しを行います。

計画期間 2017年度 ～ 2040年度
(平成29年度)

1-4 計画の対象範囲

本計画において対象とする公共施設等とは、本市が保有する財産のうち、全ての公共施設（建築系施設）及びインフラ資産（道路、橋りょう、上下水道など）を対象とします。

【図表1-2：対象範囲】



第2章 小千谷市の概要

2-1 概況

本市は、新潟県のほぼ中央に位置し、東西約 17 km、南北約 20 km、面積 155.19 km²を有し、日本一の大河・信濃川が市の南東部から北東部へと流れ、その信濃川が生み出した、全国でも類を見ない規模の河岸段丘の地形が特徴です。

1889（明治 22）年の町制施行を経て、1954（昭和 29）年に市制を施行し、1956（昭和 31）年に現在の市域となりました。

関越自動車道や国道、J R などの交通網も充実しており、冬は豪雪に見舞われる厳しさと、その雪解け水がもたらす美しい自然や田園のなかで、小千谷特有の文化や産物を育み、多彩な産業活動が息づいています。

【図表 2-1：小千谷市の概況】

面積：155.19 km ²
周囲：86.1 km
広ぼう（東西）：17.21 km
広ぼう（南北）：20.01 km
人口：34,108 人
(2021(令和 3)年 11 月末 住民基本台帳)



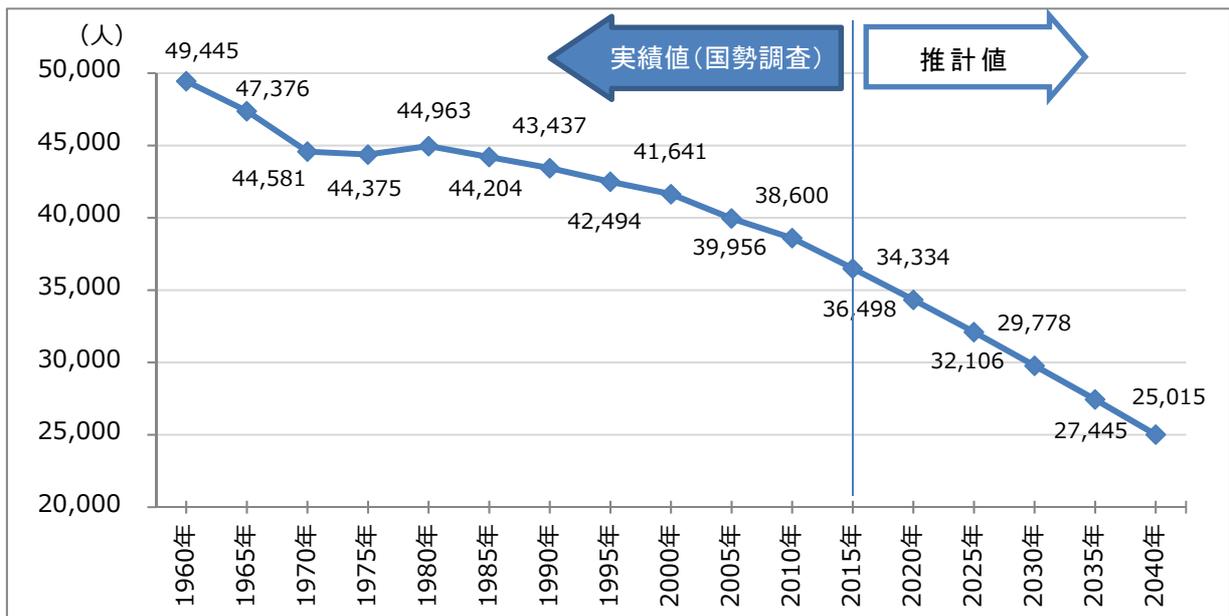
2-2 人口の推移

1 総人口の推移

本市の人口は、第一次ベビーブーム（1947～1949 年）の影響もあり、1960（昭和 35）年には約 5 万人の人口を有していましたが、第二次ベビーブーム（1971～1974 年）時には大きな人口増加の傾向はなく、1980（昭和 55）年に一時的に増加したものの、1960（昭和 35）年から現在に至るまで人口が減少しています。

2015（平成 27）年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、2040 年には 25,015 人まで減少すると予測されています。

【図表 2 - 2 : 総人口の推移】実績値（国勢調査）

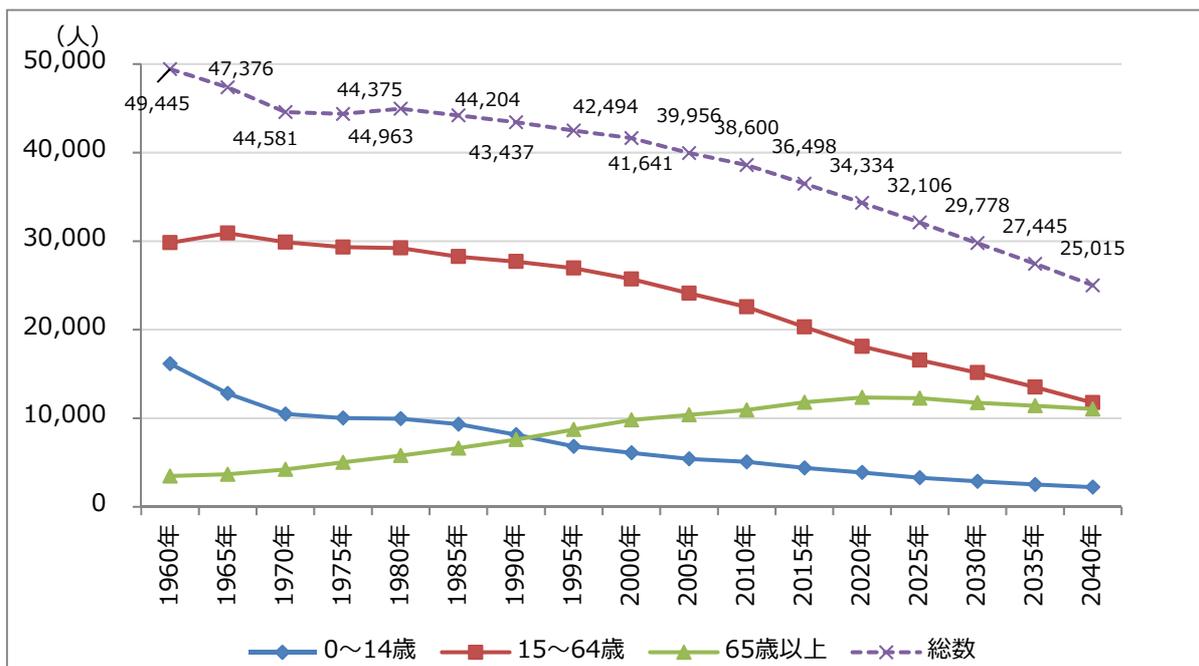


出典：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口（2018(平成30)年3月推計）」

2 年齢区分別人口の推移

1990（平成2）年～1995（平成7）年の間に、年少人口（0～14歳）と、老年人口（65歳以上）が逆転し、老年人口が増加しています。年少人口は減少していますが、老年人口は2020年まで増加を続け、少なくとも2040年までは、年少人口と老年人口の合計はほぼ一定に推移すると予測されます。生産年齢人口（15～64歳）は総人口とほぼ並行に推移していくことが予測されます。

【図表 2 - 3 : 年齢3区分人口の推移と将来推計】



出典：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口（2018(平成30)年3月推計）」

3 将来人口の推計（小千谷市人口ビジョン）

今後、高齢者数はほぼ変動なく推移することに加え、高齢化が進むことから死亡者数が増加することが予測されます。一方で、出生数が大きく増加へ転換しない場合、また、15～25歳の若年層の人口流出と比較して、その後の若年層の人口流入が少ない状態が続く場合、本市の人口は減少し続けていくことが予測されています。

少子化・高齢化の進展に的確に対応することで、人口減少に歯止めをかけるとともに、活力ある社会を維持し続けていくまちを目指し、小千谷市総合戦略に基づく施策を総合的かつ計画的に展開することにより、小千谷市人口ビジョンでは、本市の将来人口の見通しについて、2040年に29,000人の人口規模と推計しました。

【推計における仮定値】

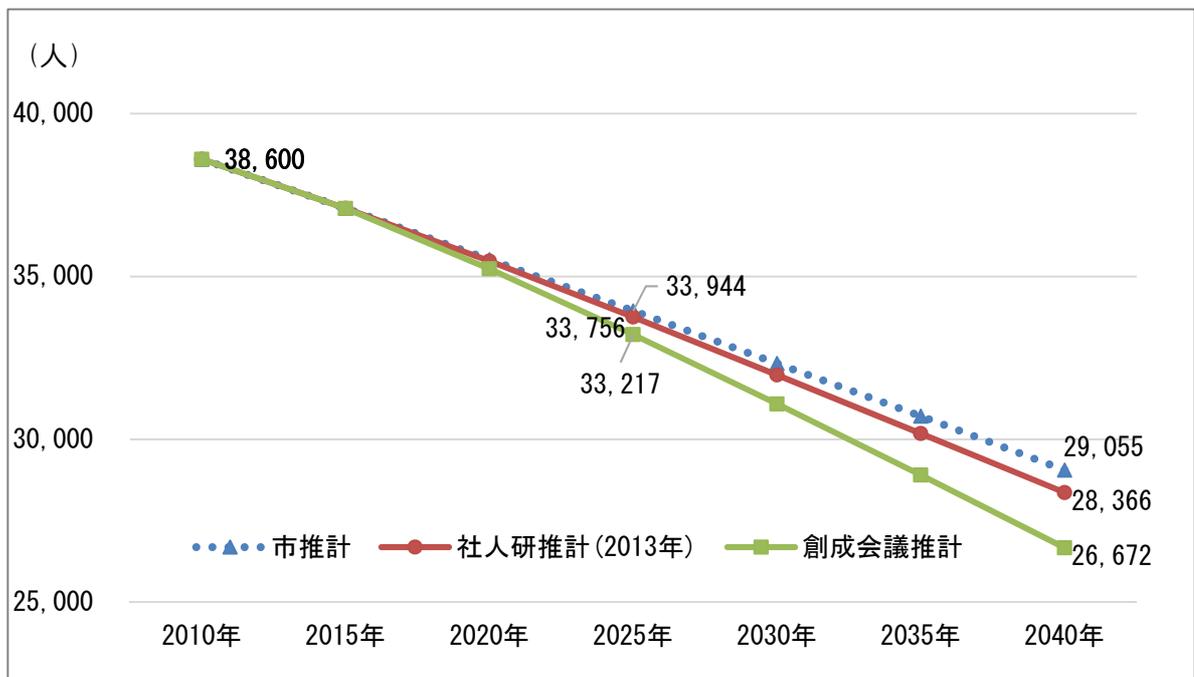
i 出生数（合計特殊出生率）

- ・2040年までに、合計特殊出生率が人口置換水準の2.08まで上昇すると仮定（2013（平成25）年の合計特殊出生率1.60が2040年までに段階的に上昇）

ii 純移動率

- ・今後も社会増減（転入と転出の差により生じる増減）が収束しないことを前提とした日本創成会議の推計値を使用
- ・小千谷市総合戦略に基づく施策を展開することで、25～29歳の純移動率が5%程度増加し、さらに年間50人程度の転入増が見込まれると仮定

【図表2-4：市推計による人口の長期的な見通し】



出典：小千谷市人口ビジョン

2-3 公共施設等の現状

1 建築系施設

(1) 保有状況

本市における建築系施設（公営企業施設は除く。）は、2021(令和3)年度末現在で182施設あり、総延床面積は約195千㎡となっています。

施設分類別の延床面積については、学校が33.5%、次いで公営住宅が13.0%となっており、この2つで全体の約5割を占めています。

【図表2-5：施設分類別の保有状況】

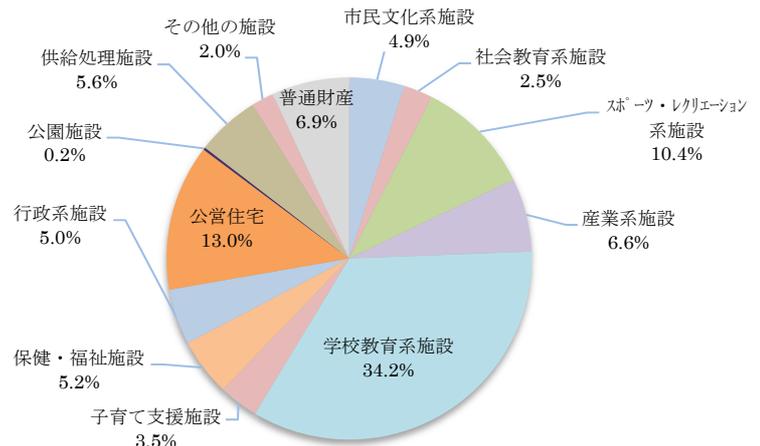
大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	延床面積割合 (%)
市民文化系施設	集会施設	5	4,032.17	2.1%
	文化施設	2	5,561.06	2.9%
社会教育系施設	図書館	1	1,652.17	0.9%
	その他社会教育系施設	4	3,379.49	1.7%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	9	16,502.58	8.5%
	観光施設	11	3,722.29	1.9%
産業系施設	農業系施設	10	8,844.19	4.5%
	商工業系施設	1	3,971.92	2.0%
学校教育系施設	学校	14	65,431.31	33.5%
	その他教育施設	2	1,435.29	0.7%
子育て支援施設	保育園	10	6,843.76	3.5%
	幼児・児童施設	2	9.79	0.0%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2	2,037.59	1.0%
	障がい福祉施設	1	349.35	0.2%
	保健施設	1	2,737.50	1.4%
	その他社会福祉施設	3	4,944.98	2.5%
行政系施設	庁舎	2	6,396.87	3.3%
	消防施設	40	3,285.28	1.7%
公営住宅	公営住宅	15	25,480.35	13.0%
公園施設	公園施設	9	449.97	0.2%
供給処理施設	供給処理施設	3	11,023.81	5.6%
その他の施設	その他の施設	14	3,822.63	2.0%
普通財産	普通財産	21	13,477.15	6.9%
合 計		182	195,391.50	

*施設は、総務省が用いている区分（大分類・中分類は更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠）や本市の公共施設の実情に即した区分により分類しています。

*複合施設については、それぞれの分類ごとに施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

*既存施設の機能を集約移転し、新たな機能を加えた複合施設として整備する方針が決定している施設については、代表の施設分類に計上しています。

【図表 2 - 6 : 施設分類（大分類）別の延床面積の割合】



(2) 県内市の公共施設状況比較

本市の公共施設（行政財産）の延床面積は、2019（令和元）年度末において全体で約 190 千㎡となっています。これを市民一人当たりの床面積に換算すると 5.39 ㎡となり、県内他市と比較すると一人当たりの面積は広い方から数えて 20 市中 10 番目となっています。

【図表 2 - 7 : 県内市の公共施設状況比較】

	県内 20 市 ※未合併市	人口（人）	行政財産（建物） 延床面積（㎡）	1 人当たりの 建物系施設床面積 （㎡／人）
1	魚沼市	35,732	353,858	9.90
2	佐渡市	54,157	499,882	9.23
3	十日町市	52,047	404,202	7.77
4	胎内市	28,941	214,495	7.41
5	妙高市	32,038	231,254	7.22
6	糸魚川市	42,164	304,222	7.22
7	村上市	59,239	411,090	6.94
8	南魚沼市	56,196	312,019	5.55
9	上越市	191,197	1,059,113	5.54
10	小千谷市*	35,198	189,648	5.39
11	加茂市*	26,717	140,721	5.27
12	柏崎市	82,903	420,512	5.07
13	長岡市	268,872	1,204,957	4.48
14	阿賀野市	41,901	186,432	4.45
15	三条市	97,068	410,936	4.23
16	見附市*	40,170	163,923	4.08
17	燕市	79,270	322,287	4.07
18	新発田市	97,032	388,096	4.00
19	五泉市	49,746	192,617	3.87
20	新潟市	788,465	2,723,442	3.45

* 人口及び行政財産（建物）延床面積は、総務省の「令和元年度公共施設状況調査」による。

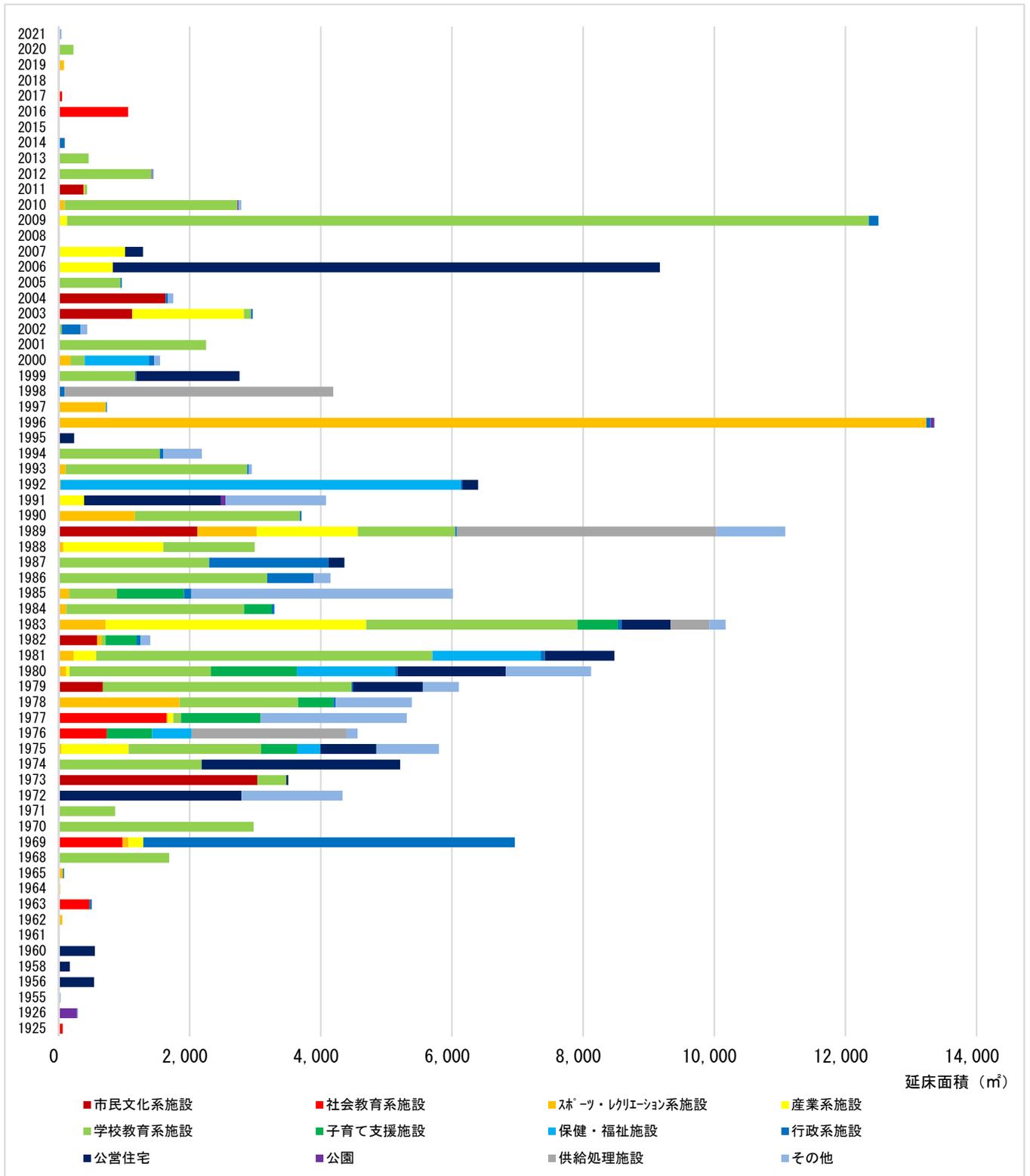
（人口は 2020（令和 2）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳）

* 他市比較の観点から、総務省の「公共施設状況調査」の統計数値を使用しているため、「1 建築系施設(1)保有状況」の総延床面積とは一致していません。

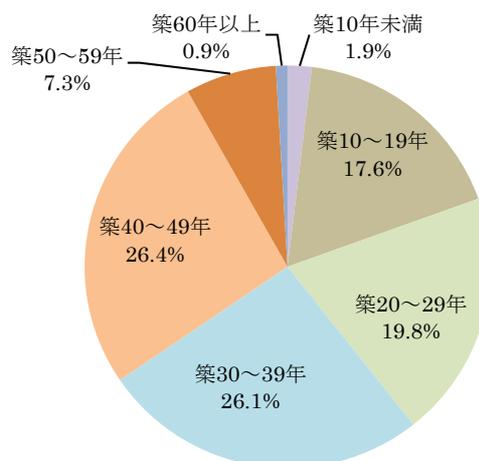
(3) 施設保有量の推移

本市の建築系施設（公営企業施設は除く。）の建築年別整備延床面積は、図表 2-8 のとおりです。1970 年代から 1980 年代にかけて多く建設されています。築年数別の延床面積割合については、図表 2-9 のとおりです。築 30 年以上を経過した建築物が約 6 割を占めています。

【図表 2-8：建築年別整備延床面積】



【図表 2 - 9 :
築年数別の延床面積割合】



(4) 耐震化の状況

耐震化については、1981（昭和 56）年に導入された現行の耐震基準（※ 1）を満たさない旧耐震基準の建築物のうち、防災拠点施設、3階建て以上の建築物などの優先度を考慮しながら計画的に耐震診断、耐震改修を実施しています。

2013（平成 25）年に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 6 条に基づく耐震改修促進計画の対象建築物のうち、公共建築物の耐震化率は、2015（平成 27）年度末で 78%です。

※ 1 【現行の耐震基準】 1981（昭和 56）年の改正建築基準法の施行を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別され、現行の耐震基準（新耐震基準）は、中規模地震（震度 5 強程度）に対してほとんど損傷を受けず、大規模地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対して人命に危害を及ぼす倒壊等の被害を生じないことを目標として定められた基準

(5) 有形固定資産減価償却率の推移

年 度	有形固定資産減価償却率
平成 28 年度	60.6%
平成 29 年度	62.0%
平成 30 年度	60.0%
令和元年度	63.8%

※有形固定資産減価償却率：市が保有する施設等が耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握することができます。割合が高いほど、老朽化が進行していると言えます。

(6) 過去に行った対策の実績

本計画策定（平成 29 年 3 月）以降に公共施設マネジメントとして実施した対策としては、一例として下記の内容が挙げられます。

■ 除却一覧

連番	施設名称	延床面積 (㎡)	代表建築年	対策実施年度
1	消防器具置場（細島）	12.39	1997	平成28年度
2	消防器具置場（寺沢）	11.52	1978	平成28年度
3	消防器具置場（中山）	11.3	1988	平成28年度
4	木津団地住宅	1306.4	1964	令和2年度

■ 廃止一覧

連番	施設名称	延床面積 (㎡)	代表建築年	対策実施年度
1	片貝スポーツセンター	1355.51	1975	平成28年度
2	消防器具置場（蘭木）	9.72	1997	平成28年度
3	消防器具置場（市之沢）	64.5	1986	平成28年度
4	真人住民センター	504	1980	平成29年度
5	健康センター	1107.74	1980	令和元年度
6	子育て支援センター	1825.35	2007	令和元年度
7	高梨保育園	257.79	1986	令和2年度

■ 譲渡一覧

連番	施設名称	延床面積 (㎡)	代表建築年	対策実施年度
1	消防器具置場（高梨）	22.68	2004	平成28年度
2	シルバーワークプラザ	189.88	2009	令和元年度
3	元栗山冬季分校	116.64	1973	令和2年度

■ 集約・統合化一覧

連番	施設名称	延床面積 (㎡)	代表 建築年		施設名称	対策実施年度	延床面積 (㎡)
1	健康センター	1107.74	1980	→	健康・こどもプラザ	令和元年度	2,737.50
2	子育て支援センター	1825.35	2007				
3	消防器具置場（細島）	12.39	1997	→	消防器具置場（塩殿）	平成28年度	23.04
4	消防器具置場（寺沢）	11.52	1978	→	消防器具置場（岩間木）	平成28年度	23.04
5	消防器具置場（中山）	11.3	1988				
6	消防器具置場（蘭木）	9.72	1997	→	消防器具置場（若栃）	平成28年度	33.12
7	消防器具置場（市之沢）	64.5	1986				
8	消防器具置場（高梨）	22.68	2004	→	消防器具置場（五辺）	平成28年度	29.80

2 インフラ資産

(1) 保有状況

本市におけるインフラ試算は、2020(令和2年)年度末現在で下記のとおりとなっています。

【図表2-10：種別保有状況】

種別	区分	保有量			
		施設数	実延長	面積	
道路	市道	1,272 路線	475,822 m	2,558,148 m ²	
	農道	13 路線	11,597 m	—	
	林道	10 路線	33,820 m	—	
橋りょう	市道橋	179 橋	1,868 m	12,333 m ²	
	農道橋	8 橋	144 m	—	
上水道	浄水場	4 か所	—	—	
	配水池	31 か所	—	—	
	管路	—	352,024 m	—	
工業用水道	浄水場	2 か所	—	—	
	配水池	1 か所	—	—	
	管路	—	5,666 m	—	
下水道	公共下水道ポンプ場	3 か所	—	—	
	公共下水道管路(汚水)	—	215,019 m	—	
	公共下水道管路(雨水)	—	23,675 m	—	
	農業集落排水処理場	6 か所	—	—	
	農業集落排水管路	—	57,952 m	—	
ガス	ガスホルダー	2 基	—	—	
	導管	—	265,569 m	—	
その他	河川	準用河川	13 河川	11,504 m	—
		流雪溝	—	56,091 m	—
	消融雪施設	消雪パイプ	—	116,117 m	—
		消防施設	防火水槽	356 基	—

(2) 整備状況

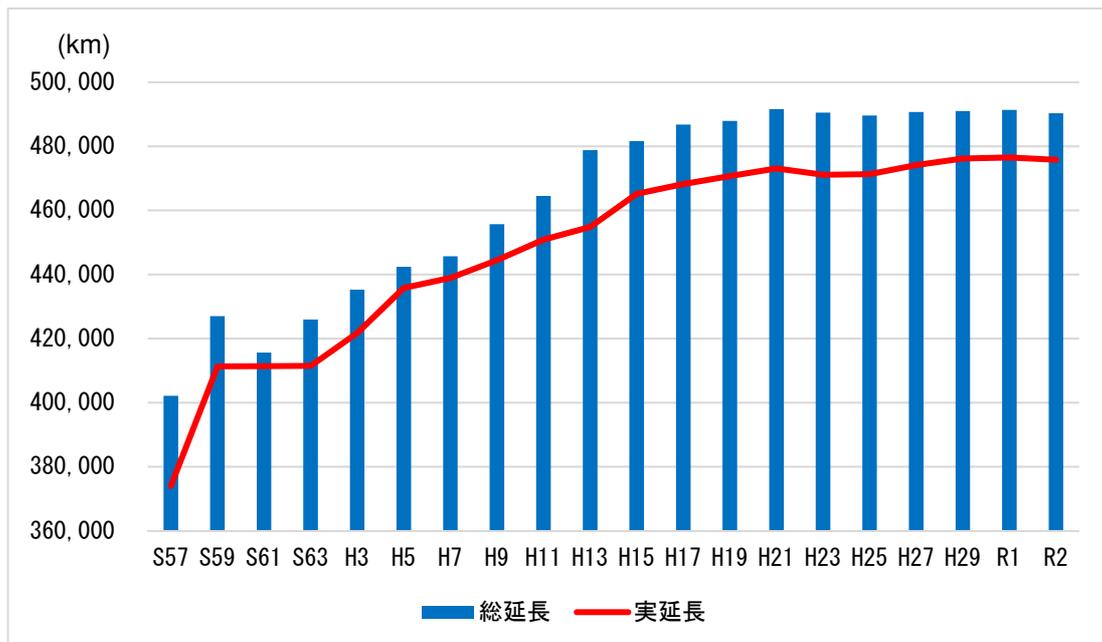
① 道路

本市が保有する市道は、図表 2-11 のとおり、実延長 475,822m、そのうち幹線市道（1 級・2 級）の割合は、実延長においては全体の約 22%、道路面積においては約 28%となっています。

【図表 2-11：道路種別ごとの整備状況】

種 別	実延長 (m)	面積 (㎡)	舗装道 (m)	舗装率 (%)
1 級市道	56,150	421,578	53,384	95.1
2 級市道	48,952	298,139	39,629	81.0
その他市道	370,720	1,838,431	289,920	78.2
合 計	475,822	2,558,148	382,933	80.5

【図表 2-12：施設保有量の推移】



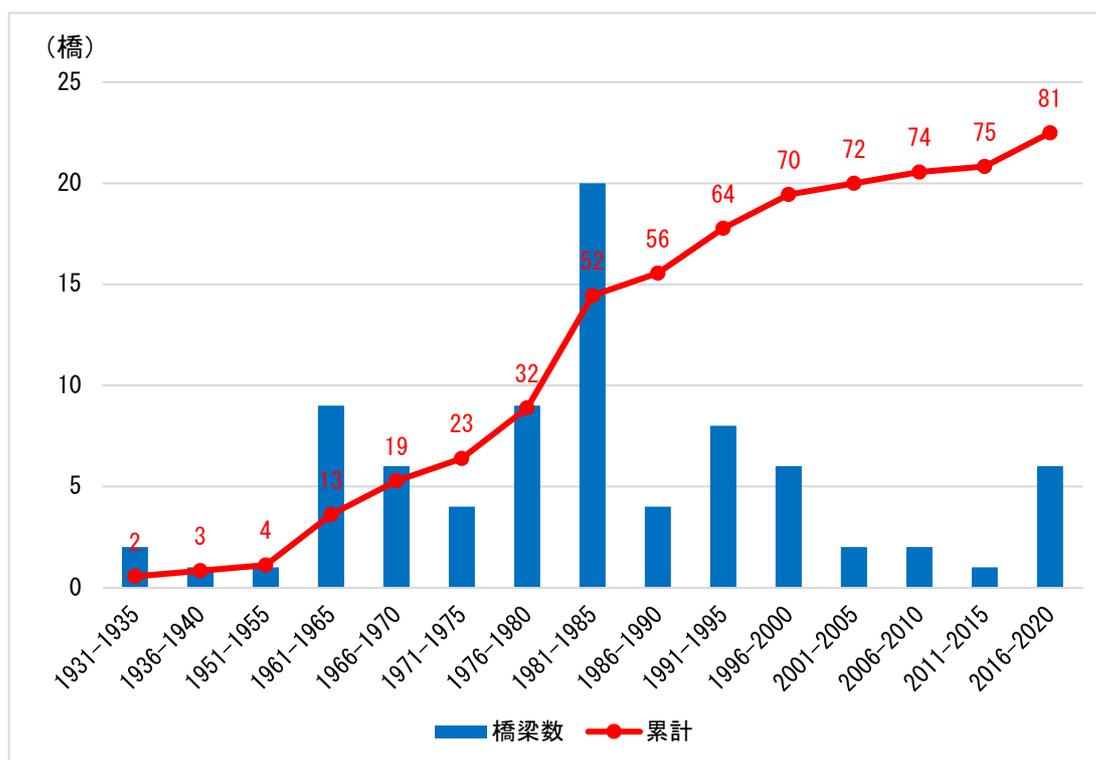
② 橋りょう

本市が保有する市道橋は179橋あり、実延長は1,868m、面積は12,333㎡となっています。このうち、RC（鉄筋コンクリート）橋が78.2%を占めています。

【図表2-13：市道橋種別整備状況】

種別	橋りょう数 (橋)	橋りょう数 割合(%)	実延長 (m)	面積 (㎡)
PC橋	26	14.5	277	2,130
RC橋	140	78.2	1,125	6,313
鋼橋	12	6.7	457	3,874
木橋	1	0.6	8	15
合計	179	100.0	1,868	12,333

【図表2-14：施設保有量の推移】

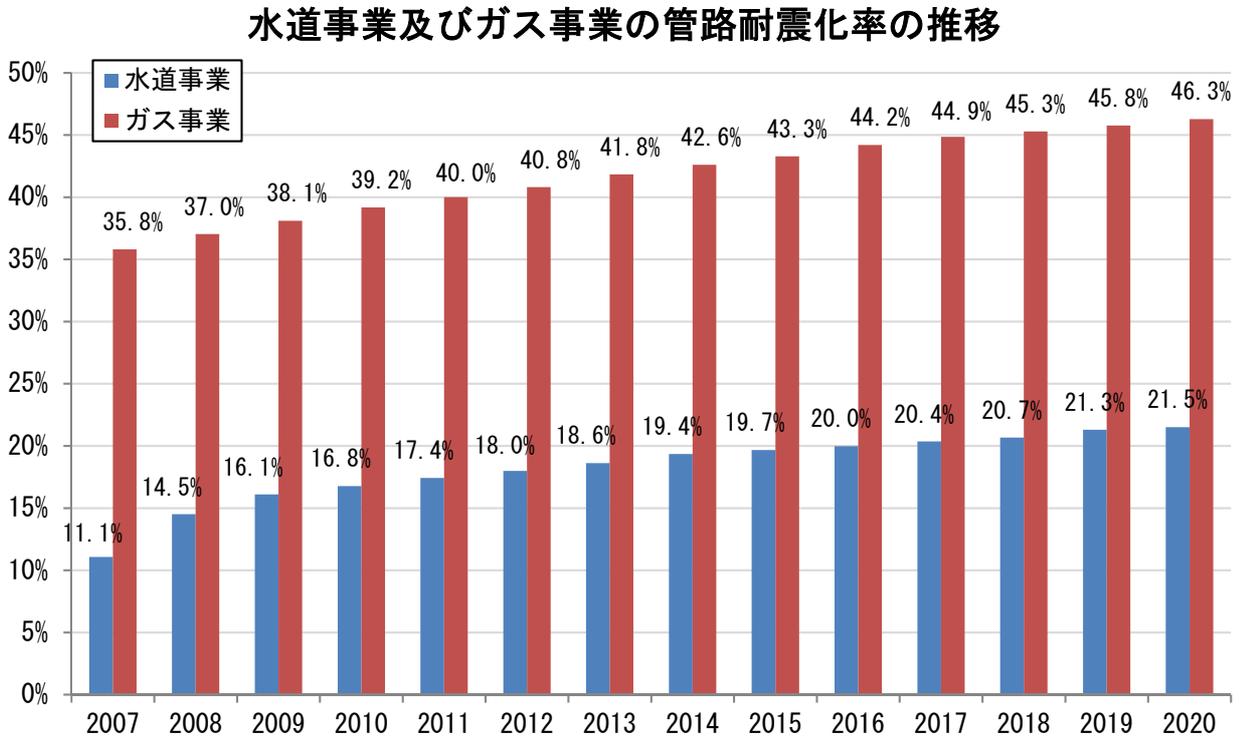


※管理する179橋中、架設年が判明している81橋の推移となります。

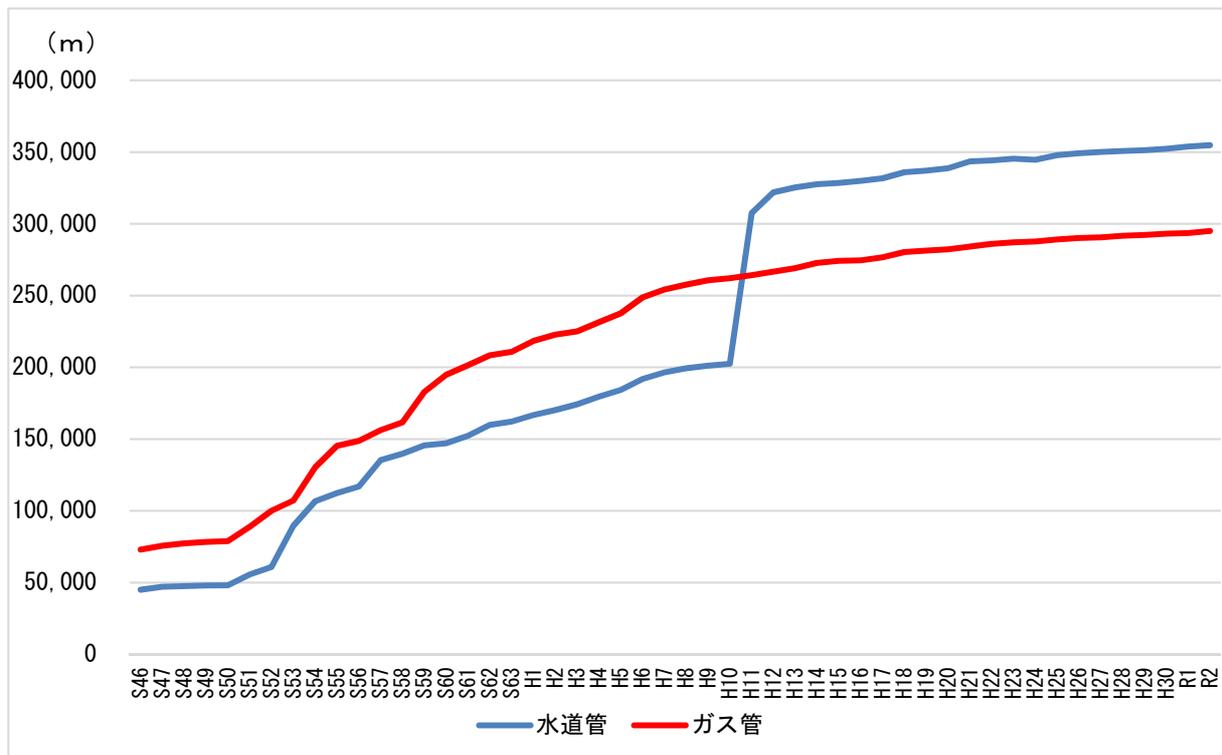
③ 上水道、ガス

本市が保有する水道管は導送水管も含め、実延長は約 354.8km、耐震化率は 21.5%、ガス管は供給管も含め、実延長は約 295.0km、耐震化率は 46.3% となっています。

【図表 2 - 1 5 : 水道事業及びガス事業の管路耐震化率の推移】



【図表 2 - 1 6 : 施設保有量の推移】

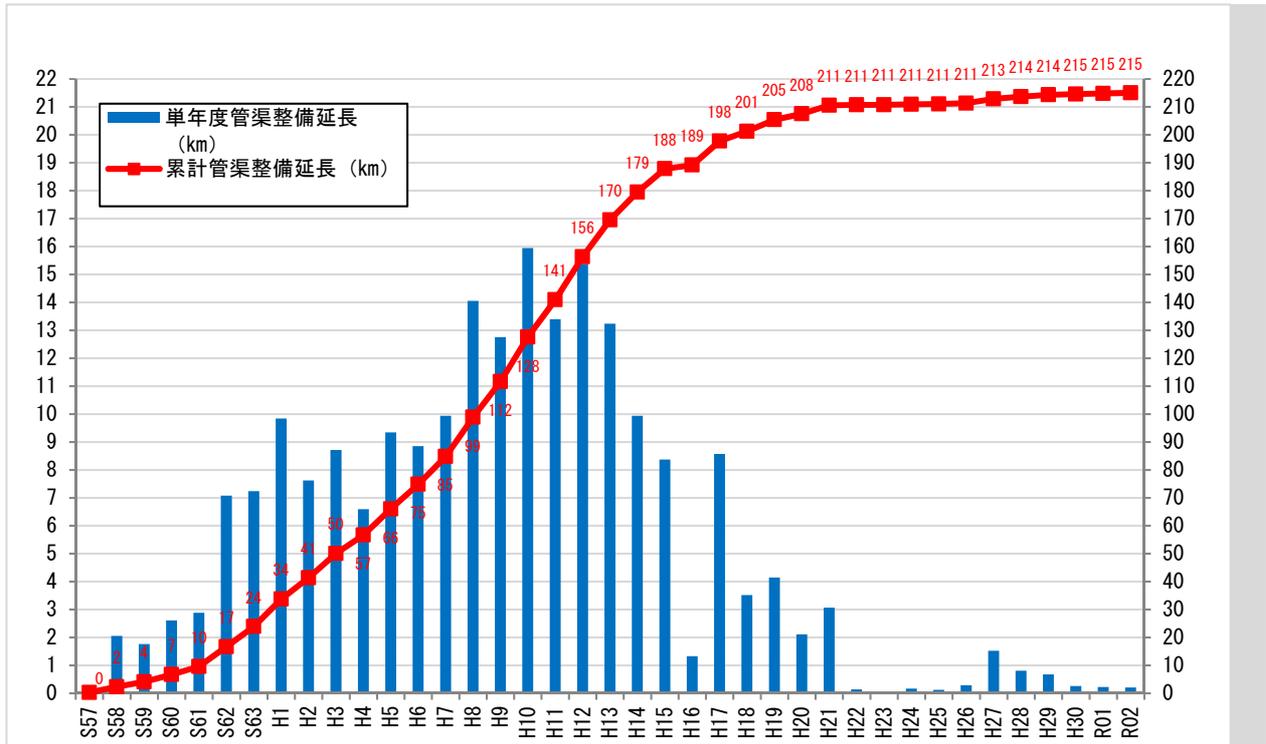


※ガス供給管及び水道導送水管を含んだ推移

④ 下水道

本市が保有する下水導管の実延長は約 215.0km となっています。

【図表 2 - 1 7 : 施設保有量の推移】

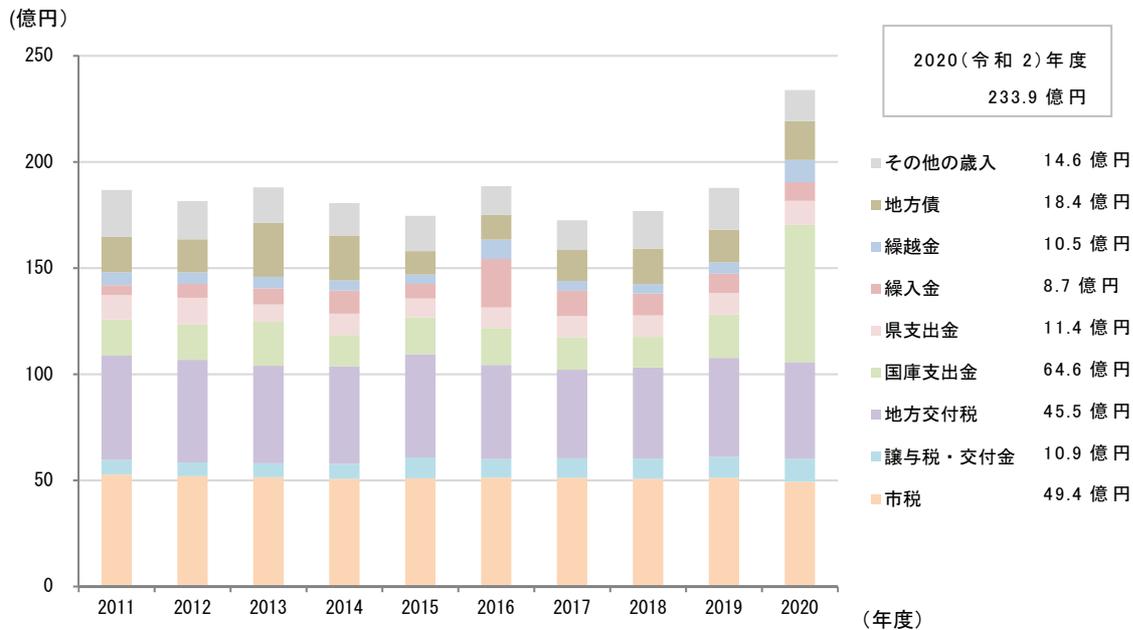


2-4 財政の状況と見通し

1 歳入（普通会計）の推移

本市の2020（令和2年）年度における普通会計の歳入（決算額）は約233億9千万円で、過去5年間は約180億円規模で推移しています。自主財源の根幹である市税については約50億円規模で推移しています。

【図表2-18：歳入（普通会計）決算額の推移】



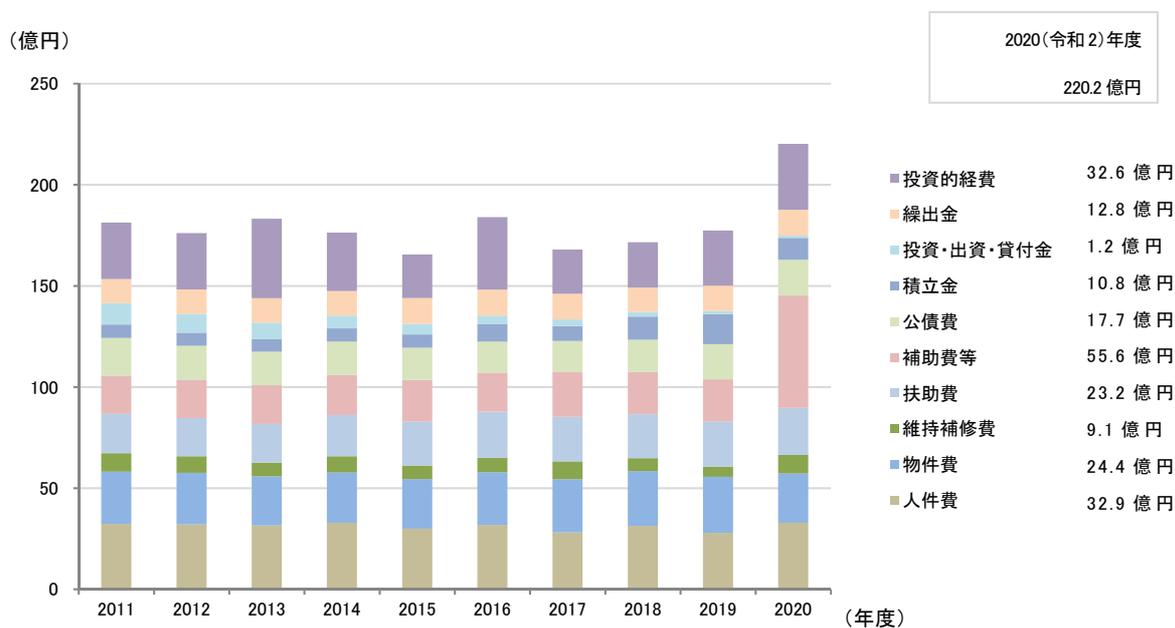
2 歳出（普通会計）の推移

本市の歳出（決算額）は、図表2-19のとおり、過去5年間は概ね180億円前後で推移しています。

人口減少に伴い、人口規模に見合った施設規模の維持を図り、投資的経費は過去5年間は概ね28億円前後で推移しています。また、高齢化の進展に伴い、扶助費（※2）は、2011（平成23）年度の約19億円から、2020（令和2年度）年度には約23億円となり、約10年間で約20%増加し、全体の中で占める割合が10.7%から28.1%に上昇しています。

※2【扶助費】社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費

【図表 2 - 1 9 : 歳出（普通会計）決算額の推移】

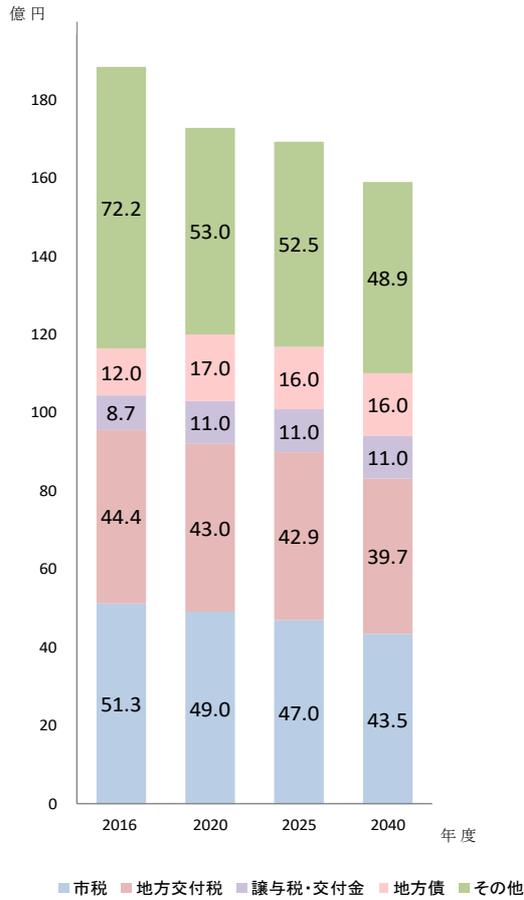


3 歳入・歳出の今後の見通し

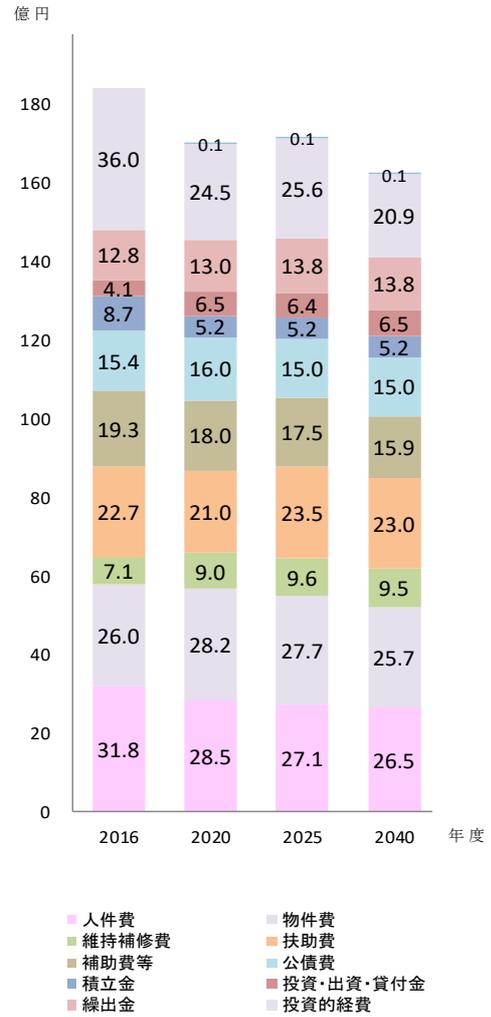
歳入については、人口減少及び少子高齢化による生産年齢人口の減少により、市民税が漸減していくものと推測されます。固定資産税については、景況及び産業・住宅基盤整備動向や、新築家屋数の変動などに左右されるものと推測されますが、大幅な増収は期待できない状況にあります。

歳出については、高齢化の更なる進行に伴う扶助費及び経年劣化した建物等の改修、修繕費用の増加が見込まれています。

【図表 2 - 2 0 : 歳入見込】



【図表 2 - 2 1 : 歳出見込】



2-5 公共施設等更新費用の見通し

1 中長期的な更新に必要な経費の見込み

(1) 建築系施設

建築系施設（公営企業施設は除く。）に係る更新費用について、更新費用試算ソフトを用いて、「事後保全型」「予防保全型」それぞれ以下の条件により試算しました。

①事後保全型

- ・建設から40年後に建替えを行うと仮定
- ・試算の時点で建設から41年以上経過したものについては、今後10年間で均等に大規模改修を実施すると仮定
- ・公共施設等の大分類ごとに、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算
- ・普通財産については、建替え及び大規模改修を予定していないため、試算から除外
- ・更新単価については総務省更新費用試算ソフトによる標準単価を使用

②予防保全型

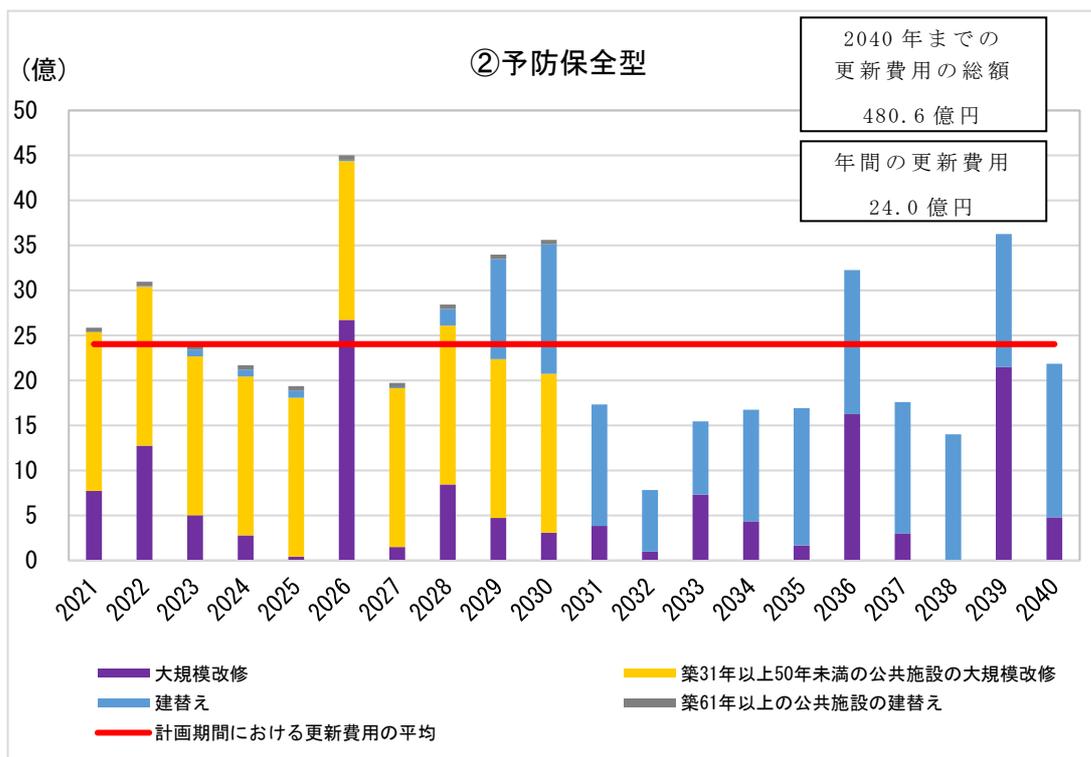
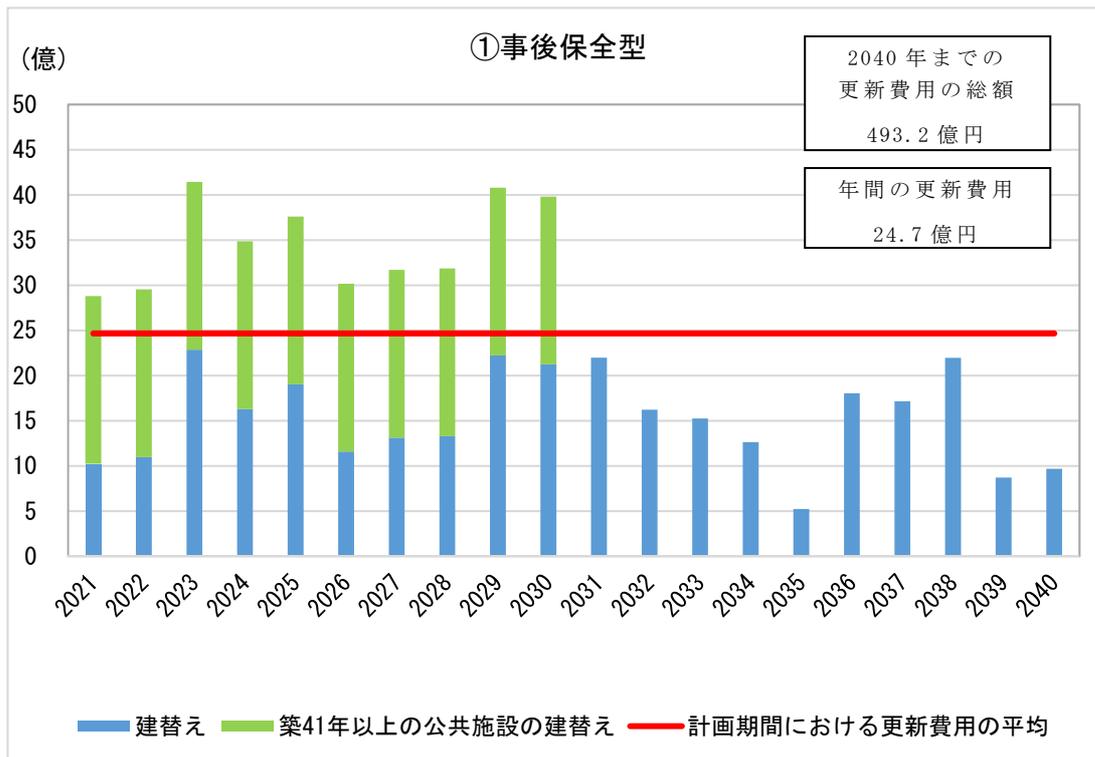
- ・建設から30年後に大規模改修、建設から60年後に建替えを行うと仮定
- ・試算の時点で建設から31年以上50年未満が経過したものについては、今後10年間で均等に大規模改修を実施すると仮定
- ・建設から50年以上が経過したものについては建替え時期が近いいため、大規模改修は実施せず、耐用年数（60年）を超過した年に建替えを行うと仮定
- ・公共施設等の大分類ごとに、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算
- ・普通財産については、建替え及び大規模改修を予定していないため、試算から除外
- ・更新単価については総務省更新費用試算ソフトによる標準単価を使用

前述の試算方法に基づき試算した結果、図表2-22のとおり、計画期間内で必要となる建築系施設の更新費用総額は、長寿命化対策を行わず単純更新を行う事後保全型の場合、493.2億円、年平均で24.7億円となる見込みです。

一方、長寿命化対策を行う予防保全型の場合、480.6億円、年平均で24.0億円となる見込みであり、事後保全型と比較して12.6億円、年平均で0.7億円の更新費用の削減が見込まれます。

計画期間である2040年まで継続して大規模改修等の予防保全型による更新を実施し、コスト縮減に務めます。

【図表 2 - 2 2 : 建築系施設における事後保全型及び予防保全型による試算】



※総務省更新費用試算ソフトにより、今後必要となる費用の概ねの規模を試算したものです。実際に今後必要となる費用は、この金額に合致するわけではありません。

予防保全型による更新を行った場合、事後保全型による更新と比較すると、計画期間の2040年までに総額12.6億円、年平均で0.7億円の更新費用の削減が見込まれます。

(2) 道路舗装

市道に係る更新費用について、更新費用試算ソフトを用いて、「事後保全型」「予防保全型」それぞれ以下の条件により試算しました。

①事後保全型

- ・市道舗装部分の耐用年数を15年で設定
- ・全整備面積を耐用年数（15年）で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算
- ・施行方法は打ち換えにて試算

②予防保全型

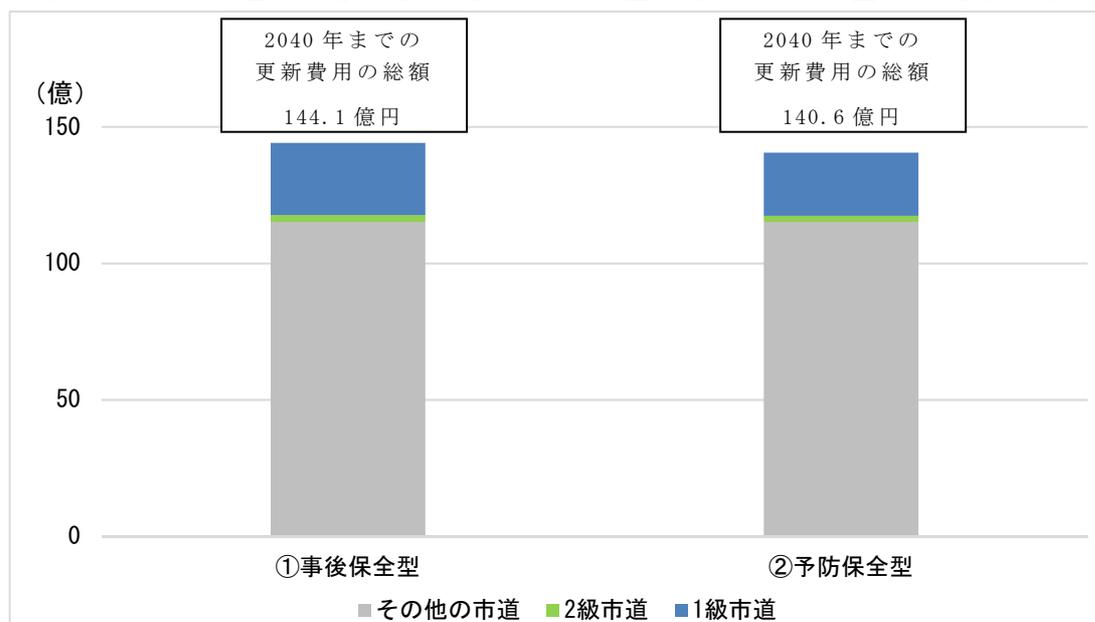
- ・1級及び2級市道は整備から12年後に切削オーバーレイを実施し、その他市道は耐用年数である15年に打ち換えにて試算
- ・全整備面積を各年数（12年及び15年）で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算

前述の試算方法に基づき試算した結果、図表2-23のとおり、計画期間内で必要となる舗装の更新費用総額は、長寿命化対策を行わず単純更新を行う事後保全型の場合、144.1億円、年平均で7.2億円となる見込みです。

一方、長寿命化対策を行う予防保全型の場合、140.6億円、年平均で7.0億円となる見込みであり、事後保全型と比較して3.5億円、年平均で0.2億円の更新費用の削減が見込まれます。

道路パトロール及び路面性状調査の結果を元に計画的な更新に努めます。

【図表2-23：道路舗装における事後保全型及び予防保全型による試算】



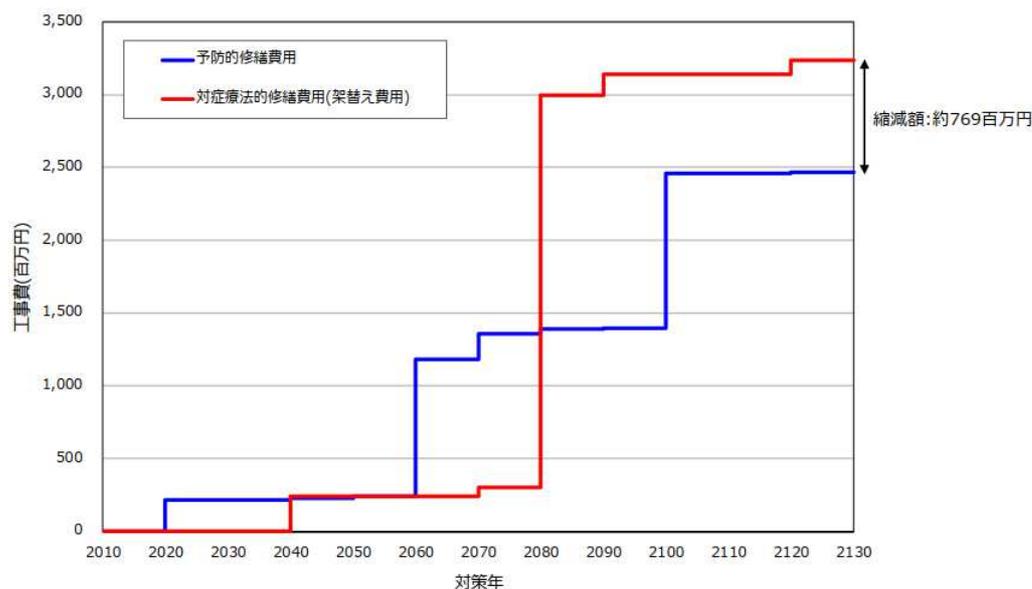
予防保全型による更新を行った場合、事後保全型による更新と比較すると、計画期間の2040年までに総額3.5億円、年平均0.2億円の更新費用の削減が見込まれます。

(3) 橋りょう

橋梁長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）では、修繕対策を行わずに耐用年数を迎えたら再構築（架け替え）を実施した場合と、予防的修繕を実施した場合を比較しています。

コスト削減効果は、（図表 2－2 4）に示すとおりであり、計画的な予防的修繕を継続して実施することで、約 20 年後（2040 年頃）以降を目途に、従来の対症療法的修繕費用を下回るコスト削減効果が実現するものと予測されます。

【図表 2－2 4：予防的修繕費用と対症療法的修繕費用との比較】



※橋梁長寿命化計画より引用

予防的修繕を行った場合、対症療法的による更新と比較すると、計画期間の 2040 年までに更新費用は下回り、2130 年では約 7.7 億円の更新費用の削減が見込まれます。

(4) 上下水道施設

①事後保全型

- ・水道管について法定耐用年数での更新費用を試算（水道事業アセットマネジメントより引用）
- ・下水道については農業集落排水施設（一部施設を除く）における標準耐用年数の更新費用を試算（農業集落排水施設最適化整備構想より引用）

②予防保全型

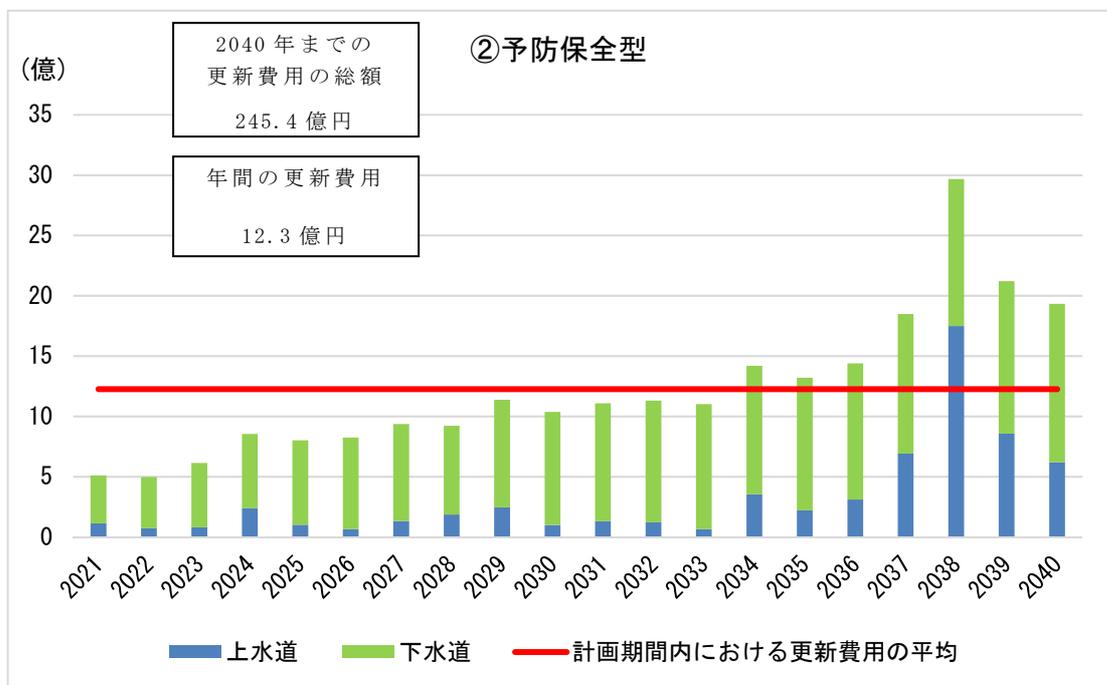
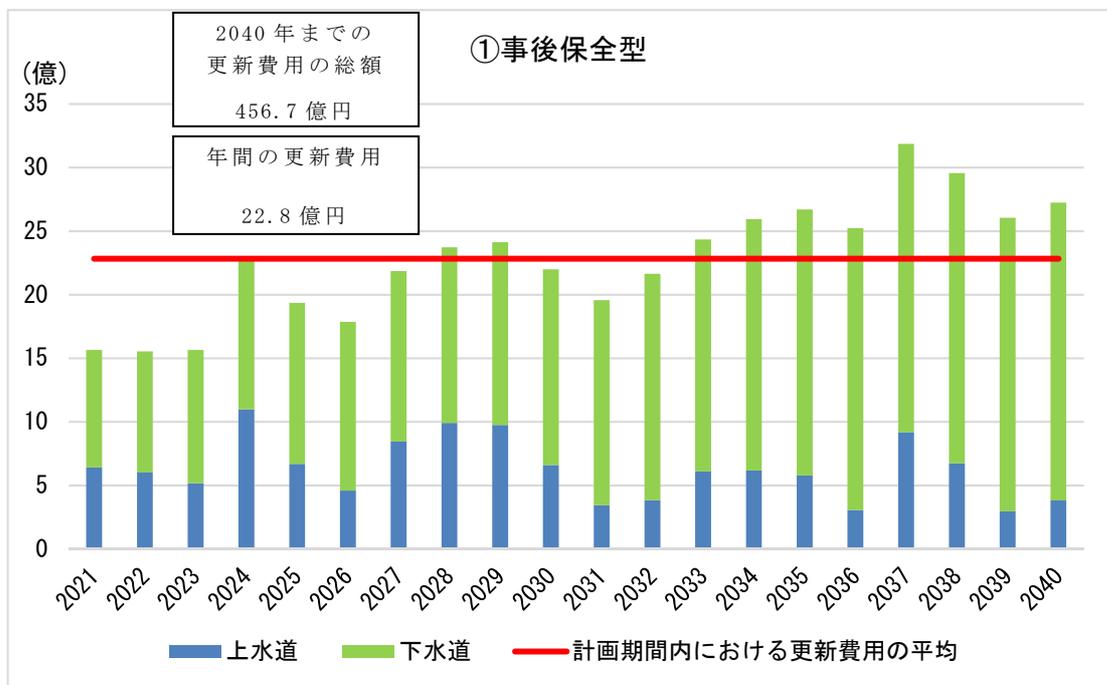
- ・水道管について日本の水道事業者等における更新実績を踏まえた実使用年数での更新費用を試算（水道事業アセットマネジメントより引用）
- ・下水道については農業集落排水施設（一部施設を除く）における長寿命化対策を実施した場合の更新費用を試算（農業集落排水施設最適化整備構想より引用）

前述の試算方法に基づき試算した結果、図表 2－2 5 のとおり、計画期間内で必要となる更新費用総額は、長寿命化対策を行わず単純更新を行う事後保全型の

場合、456.7 億円、年平均で 22.8 億円となる見込みです。

一方、長寿命化対策を行う予防保全型の場合、245.4 億円、年平均で 12.3 億円となる見込みであり、事後保全型と比較して 211.3 億円、年平均で 10.5 億円／の更新費用の削減が見込まれます。

【図表 2 - 2 5 : 上下水道施設における事後保全型及び予防保全型による試算】

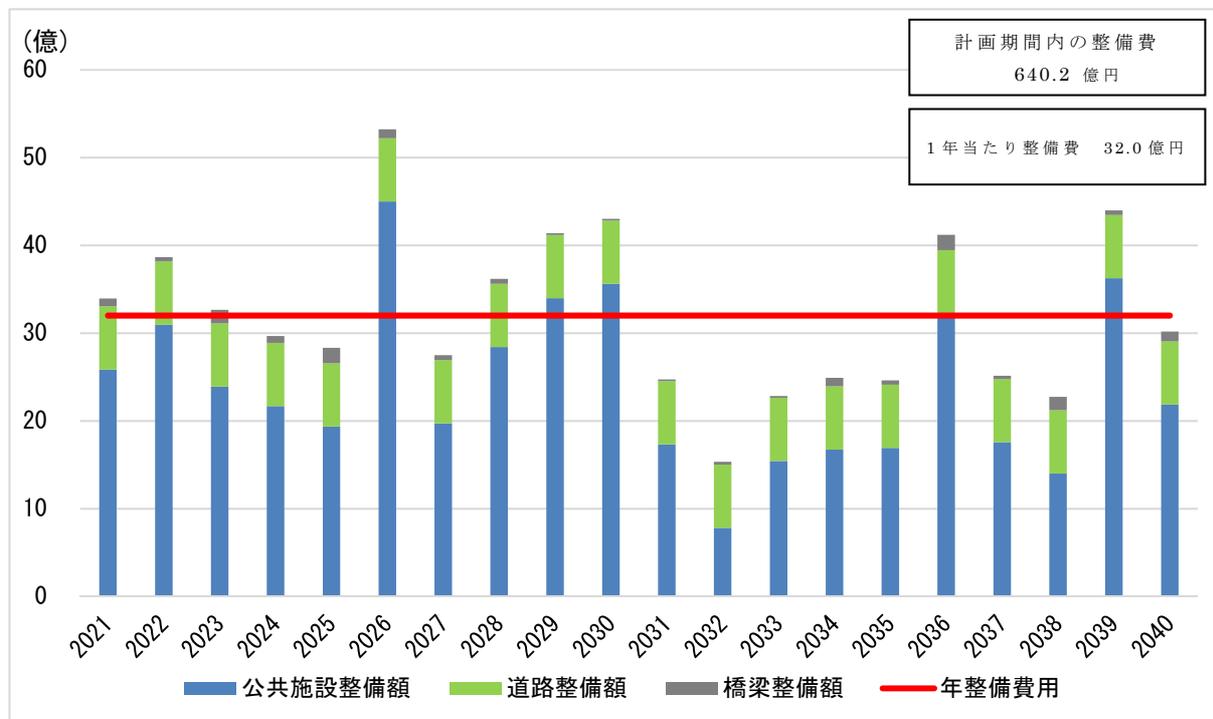


予防保全型による更新を行った場合、事後保全型による更新と比較すると、計画期間の 2040 年までに総額 211.3 億円、年平均 10.5 億円の更新費用の削減が見込まれます。

4 公共施設等全体の更新費用

公共施設等全体（建築系施設及び道路、橋梁）の更新費用を試算した結果は、図表2-26のとおりです。計画期間内である2040年までに必要となる更新費用の総額は640.0億円で、年平均で32.0億円となる見込みです。

【図表2-26：公共施設等更新費用推計】



※更新費用試算ソフトにより作成

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

3-1 現状や課題に関する基本認識

本市の人口は、第2章（2-2 人口の推移）のとおり減少傾向が続いており、今後も減少し続ける見込みです。

国内では、1999（平成11）年度から2006（平成18）年度までに、いわゆる「平成の市町村合併」が進められましたが、本市は合併せず自立の道を選択しました。このことから、市町村合併をした自治体と異なり、同分類同形態の重複する公共施設が少ないことが特徴です。また、都市計画区域のうち用途地域が占める面積比率が7.6%に対して、人口比率は60.0%を占めており、コンパクトなまちと言えます。

このような特徴と前章を踏まえ、本市の公共施設等を取り巻く現状や課題と今後の取組に対する基本的な認識を示します。

経年劣化

集中する公共施設等の経年劣化

高度経済成長期における右肩上がりの景況動向により、人口も一時的に増加に転じるなど、昭和40年代以降、本市も利用者数の増加や市民ニーズを捉え、集中的に公共施設等を整備してきました。2004（平成16）年の中越大震災、2007（平成19）年の中越沖地震などの影響により、施設復旧工事やその後の耐震化工事が実施されましたが、公共施設等の多くは同時期に耐用年数に到達することには変わりはないことから、施設目的や利用者数などを踏まえた施設管理が必要です。

規模と施設数

身の丈にあった施設配置と定住自立圏の活用

少子高齢化、人口減少が一定期間進行することは、人口ビジョンでも明らかですが、0～14歳、15～64歳、65歳以上の階層別人口の動向により、必要とする公共施設、数、規模等は変動します。

状況変化に合わせて施設規模を見直し、既存公共施設の活用や整備を通じて、市民ニーズに適切に対応する必要があります。

また、人口減少期において、現存する公共施設等の効率的利用を進めるためには、長岡市を中心市として構成する定住自立圏による公共施設の相互利用を推進し、利用者数及び利用料の増加による効果的な施設運営の検討が必要です。

施設 管理費

限られた財源の有効活用

本市は、昼間人口が夜間人口を上回る産業都市であり、特に製造業を中心とした第二次産業の活性化及び新規起業、第二創業を支援することにより、一定の雇用機会及び立地企業の確保、発展に努めています。

しかしながら、少子高齢化に伴う生産年齢人口（15～64歳）の減少、事業及び技術継承が困難となる事業者の廃業などにより、今後、市税の減収が見込まれています。その反面、高齢化の進行による扶助費の増加により、公共施設等の維持管理費及び整備更新費の財源が不足する可能性は否定できません。

人口が減少し、利用者が減少することは、活用できる財源の減少に繋がれることを念頭に置き、今後の公共施設等の管理等に取り組む必要があります。特に、必要とされる施設、用途変更及び用途複合化すべき施設並びに廃止すべき施設などに分類することにより、限られた財源を有効活用することが求められています。

3-2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の適正かつ効率的な管理のため、「3-1 現状や課題に対する基本認識」を踏まえ、本市における公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示します。

将来必要な施設については長寿命化あるいは更新整備し、機能を集約できるものや類似、重複している施設については統合することにより、効果的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

各公共施設等に応じた法定点検のほか、必要に応じて職員等による点検・調査を実施することにより、予防保全の視点に立った維持管理に努めます。

劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行うことで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

市民の財産である既存の公共施設等を最大限に有効活用することを基本とし、公共施設等の老朽度合い、各施設の個別計画などを総合的に勘案し、修繕・更新等を実施します。

公共施設等の更新にあたっては、将来的な人口動態や階層別人口の変化を見据え、適正な数や規模にするとともに、更新に際しては、多様な人々が利用しやすいように配慮したユニバーサルデザイン（※3）を基本とします。また、地球温暖化防止を含む自然環境への配慮を含め、設備の省エネ化等により維持管理費を縮減します。

施設における収益性を含めた効率的な運営が可能である施設については、P P P / P F I（※4）の導入を検討し、施設の維持管理及び運営に係る事業コストの縮減と平準化、質の高い公共サービスの提供に努めます。

※3 【ユニバーサルデザイン】障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方

※4 【PPP】Public-Private Partnership の略。公民連携と呼び、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称。PPP の中には、PFI、指定管理制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

【PFI】Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法

(3) 安全確保の実施方針

公共施設等の安全性を確保するために、「(1) 点検・診断等の実施方針」による点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた公共施設等については、適切な安全確保の対策（改修等）を実施します。

特別豪雪地帯に位置する本市では、未利用の公共施設等が積雪により損壊又は倒壊し、周囲へ危険を及ぼす恐れがあることから、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

(4) 耐震化の実施方針

中越大震災、中越沖地震を体験している本市では、公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の重要性を認識するとともに、耐震診断結果に基づき、耐震化に要する費用や利用状況を考慮したうえで、公共施設等の耐震化を進めていきます。

(5) 長寿命化の推進方針

公共施設等については、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行うことにより、長期的な施設維持管理費用の抑制と大規模改修までの期間延伸となるよう予防保全に努めます。

また、今後も継続して保有する公共施設等については、利用状況や改修費用等を長期的な視点を考慮したうえで、計画的な大規模改修を行い更新費用を平準化します。

(6) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の統合や廃止については、本市全域及び地域別の人口推移、施設利用状況、経年劣化の状況、地形的な地域性等も踏まえ、機能維持に留意し、他用途の公共施設等の複合化などによる施設再編により、施設総量を縮減します。

また、現在の規模や機能維持による更新が効率的でない、また、適切でないと判断される施設については、転用、売却等の検討を行います。

(7) 広域的な活用

地域や行政区域の枠に捉われることなく、施設の規模、特性や利用状況を踏まえた施設の位置付けについて、定住自立圏を構成する自治体や施設利用構成自治体と認識を共有し、公共施設等の相互利用を進めるなど、市民サービスの向上とコスト縮減を進めます。

また、広域的な施設の共同設置や行政区域外公共施設等についても必要に応じて検討するものとします。

(8) 脱炭素化の推進方針

2050年カーボンニュートラル社会の実現のため、小千谷市地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設等における脱炭素化を進めます。

公共施設等の新築・改修時には、外壁や窓の断熱補強、照明のLED化や設備の高効率化等、省エネルギーの徹底を図るとともに、太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギーを利用する設備を積極的に導入し、温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

(9) 庁内体制とスキルアップ

本計画が、全庁的な取り組みとして認識されるよう、固定資産台帳の整備と合わせ、公共施設等の現状や課題を情報共有し、公共施設等のマネジメントに取り組めます。

全庁的な公共施設等の適正かつ計画的な管理の推進には、職員一人ひとりがその意義を理解し、市民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。そのためにも、職員研修等を通じて意識啓発や意識向上に努めます。また、公共施設等のマネジメントには、技術的な検証を必要とする業務が多くあることから、専門的技術力を有する職員の養成や業務委託等も含め、推進体制を整えます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

4-1 建築系施設

1 市民文化系施設

集会施設：片貝総合センター、住民センター(東山・岩沢・川井)、真人ふれあい交流館

文化施設：市民会館、市民学習センター

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・集会施設は5地区に各1か所あり、2004(平成16)年建築の片貝総合センター、2003(平成15)年建築の真人ふれあい交流館以外の住民センター3施設は、昭和50年代に建築された建物であり、経年劣化が進んでいます。
- ・市民会館は築40年を経過していますが、2017(平成29)年度に長寿命化を踏まえた耐震化工事等を実施しました。市民学習センターは1989(平成元)年建築で、2008(平成20)年3月に雇用・能力開発機構から譲渡された施設です。

【課題】

- ・集会施設のある地域の人口は減少していますが、避難所であり、地域住民の活動拠点となる施設でもあることから、施設を長寿命化するため、耐震化工事を含めた計画的な改修工事が必要です。
- ・市民学習センターは、設備機械などの点検による適正な維持管理が必要です。

(2) 管理に関する基本方針

- ・集会施設については、地域の交流や活性化施設として活用し、耐震化及び計画的な改修工事により、施設の長寿命化に努めます。施設の経年劣化による建替え更新をする場合は、管理方法及び施設の多機能化を検討するものとします。
- ・市民会館及び市民学習センターは、生涯学習の拠点施設であるため、中長期整備計画による計画的な施設改修及び設備・機械点検を含む適正な維持管理により長寿命化を推進します。

2 社会教育系施設

図書館：図書館

その他社会教育系施設：市民の家、勤労青少年ホーム、若栃民具収蔵庫、時水文化財収蔵庫

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・図書館は、1977(昭和52)年に建築された施設で経年劣化が進んでいます。また、耐震診断の結果、耐震補強が必要と判断されています。
- ・中心市街地の活性化を目的として、旧小千谷病院跡地に図書館を核とした複合施設を2024(令和6)年6月開館に向け整備を進めています。
- ・1976(昭和51)年建築の勤労青少年ホームは経年劣化が進んでいます。市民の家は2016(平成28)年に小千谷信濃川水力発電館との合築により改築整備され、旧施設は解体しました。廃校を利用している若栃民具収蔵庫は、1969(昭和44)年建築で経年劣化が進んでいます。

【課題】

- ・図書館移転後は、公共施設として多用途及び多目的に不特定多数が施設利用することから、老朽化への対策、耐震性の確保が必要です。
- ・勤労青少年ホームは、設置目的である勤労青少年の利用者は減少していますが、施設利用者数は増加しています。これは、公民館地区分館としての役割によるもので、施設の耐震化、大規模改修費用を含め周辺公共施設と合わせた今後の施設の在り方や役割を検討することが必要です。

(2) 管理に関する基本方針

- ・西脇順三郎記念室を含む図書館は、旧小千谷病院跡地利用の核となる施設として、施設移転を計画しており、施設移転後は廃止します。
- ・その他の社会教育施設は、施設の役割や在り方に加え、経年劣化等に伴い今後必要とされる費用算定により、周辺公共施設との機能集約を含めた施設整備を検討します。

3 スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設：総合体育館、東小千谷体育センター、白山運動公園、信濃川河川公園物置、千谷運動公園、スポーツ広場（片貝・南部）、吉谷トレーニングセンター

観光施設：地域間交流センター、錦鯉の里、山本山山頂休憩所、船岡公園、展望台（山本山、朝日山、金倉山）、小千谷闘牛場、浦柄道路公園休憩所、トイレ（金倉山山頂・郡殿の池）

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・体育施設は市内 8 か所にあり、1996（平成 8）年建築の総合体育館は、2013（平成 25）～2015（平成 27）年に大規模な屋根改修工事を実施しました。東小千谷体育センターは、2002（平成 14）年に雇用・能力開発機構から譲渡を受けた施設で、2016（平成 28）年度に実施した耐震診断では、耐震補強が必要な数値でした。白山運動公園は、大規模改修の検討時期を迎えています。
- ・1996（平成 8）年建築の地域間交流センター（ちぢみの里）は築 25 年が経過し、設備（濾過器・ポンプ・計器類等）の入替が必要であり、年次計画により改修工事を実施しています。1989（平成元）年建築の錦鯉の里も、築 30 年が経過し、経年劣化が進んでいます。

【課題】

- ・総合体育館、白山運動公園等のスポーツ施設は、市内に同規模施設がないことから、大規模改修時には定住自立圏構成市町との連携により代替施設の確保が必要です。また、施設利用者の年齢構成及びニーズの変化に対応した施設整備が必要です。
- ・東小千谷体育センターは、耐震診断結果により耐震補強及び大規模改修が必要なため、周辺公共施設との集約化を含めた施設整備の検討が必要です。
- ・観光施設については、各施設とも経年劣化が進んでいることから、集客の効果を見極めて施設の改修計画を策定する必要があります。

(2) 管理に関する基本方針

- ・スポーツ施設については、ライフサイクルコストの低減を見据えた中長期的整備計画により施設の長寿命化を図るとともに、効果的な維持管理を推進します。また、施設利用者の利用形態の変化や競技団体・市民団体等のニーズを把握し、利用しやすい施設整備を進めます。
- ・建替えや耐震化工事を含めた大規模改修が必要な施設は、人口動態及び利用者数の推移を踏まえ、周辺公共施設との集約化も念頭に置いた施設整備を進めます。
- ・観光施設については、各施設とも長寿命化を図るため、設備更新を計画的に進めて行きます。また、一定期間経過によるリニューアルが必要となることから、利用実態及びニーズ変化を踏まえ、新しい生活様式へ対応した改修工事を検討します。

4 産業系施設

農業系施設：農業管理センター、農業者等就労施設、堆肥センター、錦鯉振興センター

山本山育成牧場、おぢやクラインガルテンふれあいの里

商工業系施設：総合産業会館サンプラザ

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・農業管理センターは、2013（平成 25）年に耐震化工事を実施しました。農業者等就労施設の 5 施設及び錦鯉振興センターは、それぞれ経年劣化が進んでいます。2003（平成 15）年建築の堆肥センターは比較的新しい建物ですが、湿気と発生するガス等により建物の傷みが早く進行しています。クラインガルテンは 2007（平成 19）年度に開設し、管理棟及びラウベについては、屋根の経年劣化が見られます。
- ・1983（昭和 58）年建築のサンプラザは経年劣化が進んでいることから、年次計画により改修工事を実施しています。

【課題】

- ・農業管理センターは利用者数が少なく、他用途利用または機能変更を検討する必要があります。堆肥センターは施設の性質上、建物及び設備の劣化が早く、維持管理費が増高傾向で、コスト削減が課題です。錦鯉振興センターは経年劣化が著しく、施設の機能維持も困難になりつつあることから、施設の在り方について検討が必要です。クラインガルテン管理棟及びラウベは、年間約 7,000 人の施設来訪者があることから、長寿命化に加え、集客維持・増強のための施設整備について管理方法を含め検討していく必要があります。
- ・サンプラザは、施設の計画的な改修により長寿命化を図っていますが、維持管理経費が多額になりつつあります。一方で、集客施設としての機能を果たすためのリニューアルも求められています。

(2) 管理に関する基本方針

- ・農業管理センターは施設の管理方法を含め農業用途から他用途への機能変更について、農業者等就労施設は地域団体及び使用団体に対して有償又は無償による施

設譲渡についての検討を進めていきます。山本山育成牧場関連施設、錦鯉振興センター及び堆肥センターについては、その在り方及び役割について整理し、今後の方針を決定するものとしします。

(ただし、農業者等就労施設の一部については、小千谷市資産再生委員会から示された方針により検討を進めていきます。)

- ・ サンプラザは、長寿命化を進めるため、年次計画により施設補修・設備更新を実施します。また、利用実態及びニーズ変化を踏まえ、集客効果を高める改修工事を検討します。

5 学校教育系施設

学校：小学校、中学校、総合支援学校

その他教育施設：教育センター、学校給食センター

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・ 市有施設床面積の約3割を占める小・中・総合支援学校14校のうち、半数以上の施設が昭和40～50年代に建築されたもので経年劣化が進んでいます。施設の長寿命化を図るために年次計画による大規模な改修工事を実施しています。2013（平成25）年度には、市内南部地域4校を統廃合し、新たに南小学校を開校しました。
- ・ 2000（平成12）年建築の学校給食センターは、年次計画による施設及び設備の改修、修繕を実施しています。教育センターは、1973（昭和48）年建築で、2014（平成26）年度に耐震補強及び外壁改修工事を実施しました。

【課題】

- ・ 学校については、児童生徒数の推移を注視し、統廃合を見据えた建替計画を検討していく必要があります。
- ・ 学校給食センターは、設備更新を含めた施設の中長期的な整備計画により長寿命化を推進していく必要があります。教育センターは、その在り方や組織体制の検討による機能統合を含めた整理が必要です。

(2) 管理に関する基本方針

- ・ 安心で安全な学校施設として、施設の長寿命化を図るために計画的な維持修繕及び大規模改修を推進します。建替え更新を検討する場合は、児童生徒数の動向を踏まえて慎重に対応していくものとしします。
- ・ 学校給食センターは、中長期的整備計画により改修を行うとともに適正な維持管理を行い、施設の長寿命化を推進します。教育センターは、近接公共施設との機能及び施設統合を見据え、組織体制と合わせた検討を進めていきます。

6 子育て支援施設

保育園：保育園

幼児・児童施設：健康・こどもプラザ（再掲）、児童遊園

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・市立保育園は昭和 50～60 年代に建築され、経年劣化が著しく、年次計画による大規模修繕、屋上防水改修を実施しています。就学前児童数は減少していますが、核家族化、働き方の多様化により 3 歳未満の子どもの保育ニーズが増加しています。
- ・健康・こどもプラザは、ネウボラ（※ 5）に対する市民ニーズの高まりから、2019（令和元）年に市民の健康づくりを推進し、妊娠期から子どもの成長を総合的に支援する施設として整備を行いました。施設内には、地域子育て支援拠点「わんパーク」、「病児病後児保育室」も備わっています。

【課題】

- ・保育園については、施設の長寿命化を進めていますが、中越大震災の影響もあり、維持管理に多額の費用が必要となっています。また、就学前児童数の減少が進んだことにより、施設規模と入園児数との間に不均衡が生じ、施設の効率的な運営が困難になっていることから、施設及び設備を維持していくためにも、施設の適正配置が必要です。

※ 5 【ネウボラ】 妊娠期から出産、子どもが就学するまでを地方自治体が切れ目なくサポートしていく拠点

(2) 管理に関する基本方針

- ・保育園は、安心・安全を重視し、計画的な大規模改修工事により、改修費用を平準化するとともに、施設の長寿命化を推進します。また、適切な保育サービスの提供と施設の効率的な運営を行うため、令和 2 年 8 月に策定した「保育園適正配置基本方針」に基づき、公・私立を問わず、計画的かつ効率的な施設の改築及び大規模改修を進めていきます。
- ・健康・こどもプラザは災害時に診療所ともなることから、日頃から、必要な点検等を実施して適正な施設の維持管理に努め、長寿命化を推進します。

7 保健・福祉施設

高齢福祉施設：養護老人ホーム、老人憩の家

障がい福祉施設：障害者支援センターさつき工房

保健施設：健康・こどもプラザ（再掲）

その他社会福祉施設：総合福祉センターサンラックおぢや、地域福祉センターみなみ、
克雪管理センター

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・養護老人ホーム及び老人憩の家は築 40 年以上を経過しており、外壁及び設備の経年劣化が進んでいます。
- ・障害者支援センターさつき工房は、令和 3 年度に耐震診断を実施した結果、耐震性があることが確認できており、今後は設備修繕工事を実施した上で、令和 7 年度までに事業継承を基本とした施設譲渡を進めます。

- ・1992（平成 4）年建築の総合福祉センターは、機械・設備関係の経年劣化が進み、2016（平成 28）年度までに屋上及び屋根防水工事を実施しました。また、2021（令和 3）にはエレベーター更新工事を行いました。
- ・2000（平成 12）年建築の地域福祉センター及び 1976（昭和 51）年建築の克雪管理センターは、外壁や設備の経年劣化が進んでいます。
- ・健康・こどもプラザは、旧魚沼病院を転用し、2019（令和元）年に市民の健康づくりと子育て支援の拠点として整備しました。

【課題】

- ・養護老人ホームは、今後定期的に策定する高齢者福祉計画において、入所定員を含めた施設の在り方について検討していく必要があります。老人憩の家は、利用が特定団体に限られ、利用率が低いことが課題です。
- ・障害者支援センターさつき工房は、実施予定としていた耐震工事が不要となったことから、譲渡前に経年劣化した設備修繕工事を完了した上で、譲渡の時期及び譲渡先を検討する必要があります。
- ・総合福祉センター及び地域福祉センターは、利用目的及び利用状況等を踏まえ、施設の長寿命化対応におけるコスト負担について、指定管理の更新ごとに指定管理者と協議・検討していく必要があります。
- ・克雪管理センターについては利用率が低く、今後の施設活用方法が課題です。

(2) 管理に関する基本方針

- ・養護老人ホームは、施設の長寿命化を図るため、計画的に維持管理及び大規模改修を実施します。老人憩の家は、地域が所有する集会施設の活用を念頭に、他の公共施設との統合により廃止するものとします。
- ・障害者支援センターさつき工房は現在の事業継承を前提に、現行の指定管理期間満了までに譲渡先との協議を進めます。
- ・総合福祉センターは、中長期的整備計画により施設の改修を行うとともに適正な維持管理を行い、施設の長寿命化を推進します。地域福祉センター及び克雪管理センターは、施設の役割及び在り方を再検証し、施設の運営方法を含め、機能付加、変更又は貸借や所有権移転等について検討していきます。

8 行政系施設

庁舎：市役所本庁舎、分庁舎

消防施設：消防庁舎、東小千谷防災センター、片貝地区消防団拠点施設

コミュニティ消防センター、消防器具置場

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・本庁舎は築 40 年以上を経過し、2014（平成 26）年に実施した耐震化工事等により施設を長寿命化しました。分庁舎は、1986（昭和 61）年に法務局として建築された建物を 2014（平成 26）年に改修し、利用を開始しました。一部設備は改修前のものを継続使用しています。
- ・消防庁舎は築 30 年以上を経過し、経年劣化が進んでいます。非常備施設のコミュ

ニティ消防センター及び消防器具置場は 39 施設あり、築 30 年以上を経過する一部の施設では経年劣化が進んでいます。

【課題】

- ・本庁舎及び分庁舎は、今後も経年劣化等による設備更新及び修繕が生じることから、計画的な改修が必要です。
- ・消防庁舎は、今後、施設を長寿命化する中長期的な整備計画による大規模改修を計画的に進めていく必要があります。非常備施設については、施設築年数により、長寿命化又は建替え更新すべき施設を整理するものとし、土地が狭隘のため建替え更新が困難な物件については、関係団体、機関と協議していくことが必要です。

(2) 管理に関する基本方針

- ・本庁舎及び分庁舎については、中長期的な整備計画により改修を進めていきます。
- ・消防庁舎は、中長期的整備計画により施設の改修を行うとともに適正な維持管理を行い、施設の長寿命化を推進します。非常備施設は、消防団整備計画の見直しに合わせて、施設の長寿命化または統廃合等の検討を進めます。

9 公営住宅

公営住宅：市営住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・2019（令和元）年 11 月現在の市営住宅は、16 団地 40 棟 389 戸あり、2015（平成 27）年国勢調査による市内世帯数 12,170 世帯のうちの 3.2%を占めています。2014（平成 26）年 3 月に小千谷市公営住宅長寿命化計画を策定し、予防保全管理や改善を推進しています。計画的な修繕工事等を行うと共に、効率的な維持管理を行い、LCC（ライフサイクルコスト）（※6）の縮減を目指しています。

【課題】

- ・耐用年数(30年)を超えて供用され、雪対策が施されていないもの(天王木造 5 棟 5 戸・下原木造 8 棟 16 戸・浦ノ山ブロック住宅 2 棟 12 戸、計 15 棟 33 区戸)が点在しています。

(2) 管理に関する基本方針

- ・公営住宅長寿命化計画により、予防保全管理や改善を進めます。耐用年数が経過し、雪対策が施されていない住宅は、長寿命化を図るべき住宅と区別し、新たな入居を政策的に制限するとともに住み替えを促し、入居者の退去が完了した住宅から随時廃止、取り壊すものとします。

※6【LCC（ライフサイクルコスト）】公共施設等の建設・購入から維持管理、解体撤去・処分に至るまでの過程で必要な経費の合計額

10 公園施設

公園施設：諏訪公園、草薙公園、両新田公園、江東公園、やすらぎ公園、西部公園、
片貝ふれあい公園けやき園

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・主に 1991（平成 3）年から 1996（平成 8）年にかけて整備された園内にはトイレ棟や東屋などが整備されており、計画的にトイレ洋式化などの改修を実施しています。

【課題】

- ・築 20 年以上経過し、施設の経年劣化が見られることから、計画的な改修により長寿命化を図る必要があります。

(2) 管理に関する基本方針

- ・施設の長寿命化については、高齢者や障がい者に配慮した仕様とし、中長期的な整備計画に基づく改修を実施します。

11 供給処理施設

供給処理施設：衛生センター清流園、時水清掃工場、クリーンスポット大原

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・衛生センター清流園は 1976（昭和 51）年稼働のし尿処理施設で、2012（平成 24）、2013（平成 25）年に延命化工事を実施し、2028（令和 10）年度を目標とする整備計画により改修しています。
- ・時水清掃工場は 1990（平成 2）年稼働、クリーンスポット大原は 1998（平成 10）年稼働で、両施設とも経年劣化が進んでいます。2019（令和元）年度に策定した 2029（令和 11）年度を目標とする施設延命化計画により改修しています。

【課題】

- ・衛生センター清流園は、処理するし尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少していることから、施設の効率的な運用が必要です。時水清掃工場及びクリーンスポット大原は、経年劣化の進行による故障が発生しているため、整備計画を見直す必要があります。

(2) 管理に関する基本方針

- ・廃棄物処理施設は、機能停止が市民生活に大きく影響することから、安定的な処理機能を確保できるよう施設延命化計画及び整備計画に基づき、計画的に整備します。

12 その他の施設

その他の施設：西山斎場、公衆トイレ（本町・片貝・岩沢）、教職員住宅、車両センター
水防倉庫、防災備蓄倉庫、駐輪場、防災公園

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・西山斎場は1985（昭和60）年稼働、本町公衆便所は1993（平成5）年建築で経年劣化が進んでいます。定期的な点検と修繕により維持管理しています。
- ・教職員住宅は、建築から25年以上経過し、2015（平成27）年に屋上防水改修工事を実施しました。
- ・1991（平成3）年に完成した車両センターは、屋根塗装工事の実施など計画的な施設改修による維持管理に努めています。
- ・水防倉庫は、4施設（元中子、元町、川井、五辺）あり、施設の一部は経年劣化が進んでいます。
- ・防災公園は2021（令和3）年度に供用開始しました。
- ・駅北駐輪場は、1985（昭和60）年設置と2000（平成12）年設置の2箇所があり、1985（昭和60）年設置の駐輪場については、2019（令和元）年に老朽化が著しい1棟を撤去しました

【課題】

- ・西山斎場の施設長寿命化を図るため、中長期的な整備計画により、施設の特性を踏まえた大規模改修を実施する必要があります。
- ・教職員住宅は、当面、施設機能を維持しつつ、入居状況及び社会情勢の変化を見据え、施設の必要性及び在り方について検討する必要があります。
- ・車両センターは、計画的な大規模修繕及び改修により、長寿命化を進めていく必要があります。
- ・水防倉庫は、中長期の整備計画により施設の長寿命化又は建替え更新を検討する必要があります。
- ・駅北駐輪場は、利用者数の動向により必要量を見極めたうえで、長寿命化、廃止又は建替え更新などの方針を定め、中長期の整備計画を策定して整備していく必要があります。

(2) 管理に関する基本方針

- ・西山斎場は、施設の長寿命化を図るため、施設特性を踏まえた中長期整備計画により整備します。
- ・公衆トイレは、衛生的で使用しやすい施設とするため、定期的な点検及び適切な修繕、改修を実施します。
- ・教職員住宅は、入居状況及び社会情勢の変化を見据え、施設の必要性及び在り方を検討し、方向性を決定するものとします。
- ・車両センターは、長寿命化を図るため、中長期的な整備計画に基づいて整備していきます。
- ・水防倉庫及び駅北駐輪場については、長寿命化、廃止又は建替え更新などの方針決定を踏まえた整備計画を策定し、計画に沿って整備を推進していきます。

- ・防災公園については、適正な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。
- ・駅北駐輪場については、隣接する駅北駐車場と一体として捉え、総合的な整備計画により整備を推進していきます。

13 普通財産

普通財産：用途廃止施設・譲受施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・貸し付けしている物件は、その多くが建築から数十年が経過しており、経年劣化が進行しています。
2020（令和2）年度、遊休資産の処分・対策を検討するため資産再生委員会が編成され、対象17施設の処分・活用方針が示されました。
- ・行政財産からの用途廃止施設及び財団法人解散等に伴う資産譲受により、対象財産が一時的に増加しました。

【課題】

- ・経年劣化の進行に加え、耐震基準を満たしていない施設については、建物の安全性が懸念されます。
- ・サウンディング調査により民間事業者の意見や提案を受けると、活用方法について広く情報収集する必要があります。財産の処分にあたり、施設の立地する地元町内会等と事前に協議する必要があります。
- ・増加した譲受財産及び用途廃止施設を転用、売却及び譲渡などにより資産整理することが急務です。

(2) 管理に関する基本方針

- ・普通財産の長期的な継続貸し付けを見直し、貸付先への売却、譲渡による処分を進めます。耐震性がなく経年劣化が進んでいる建物については、安全性確保の観点からも計画的に施設の取壊しを進めます。

4-2 インフラ資産

1 道路

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・市道実延長 475,822mのうち舗装道は 382,933mで、整備後の経年劣化のほか、交通量、機械除雪、地下埋設物などの影響で修繕が必要な箇所が年々増加しています。損傷の度合いなどに応じて計画的に修繕を実施しています。
- ・市管理分の農道は 13 路線、11,597mで、全路線舗装されています。林道は 10 路線、33,820mで、農道、林道ともに定期的な点検及び地域団体への一部委託により、適正に維持管理しています。

【課題】

- ・路線全体の損傷が激しい路線が年々増加傾向にあるため、中長期の整備計画により、平準化を含め計画的な整備が必要です。
- ・基幹的な農道以外の農道及び林道は、交通量が少なく、破損の発見が遅れることがあることから、定期的なパトロールを実施する必要があります。

(2) 管理に関する基本方針

- ・市道は、定期的なパトロールの実施により損傷箇所の早期発見・修繕に努め、費用を節減するとともに、ガス、水道及び下水道管布設工事等との同時施工により、安全で均一な路面状況の維持に努めます。
- ・農道、林道は交通量が少なく著しい損傷が少ないことから、パトロール及び地域団体による定期的な点検の継続により適正な維持管理に努めます。

2 橋りょう

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・市道橋は 179 橋で、5 年に 1 回の近接目視点検を実施し、点検時に修繕が必要と判断された橋については、計画的に修繕を実施しています。
- ・農道橋は 4 橋で、うち 2 橋は耐震診断を行いました。

【課題】

- ・市道橋は、定期的な点検を実施しています。技術職員の確保に加え、大規模改修による長寿命化、あるいは中長期的な整備計画による計画的な架替え更新の実施が求められています。
- ・農道橋は、耐震診断調査及び診断結果による耐震補強工事が必要です。

(2) 管理に関する基本方針

- ・定期的な点検の継続による計画的な修繕を実施するため、技術職員確保、養成団体への登録及び受講等による人材の育成に努めます。中長期的整備計画により施設の改修を行うとともに、適正な維持管理を行い施設の長寿命化を推進します。

3 上水道

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・水道事業は、1955（昭和 30）年の給水開始以降、数次にわたる給水区域の拡張や簡易水道の統合を経て現在に至っています。水道管の耐震化率は、2020（令和 2 年）度末時点において 21.5%です。2018（平成 30）年度にアセットマネジメント計画を策定し、法定耐用年数に代わる実使用年数を基準として、計画的に施設の更新を実施しています。

【課題】

- ・基幹施設・管路の耐震化を進めるとともに、アセットマネジメント計画に基づく水道施設の更新を実施する必要があります。

(2) 管理に関する基本方針

- ・アセットマネジメント計画により、計画的な施設改修及び適正な維持管理を行い、施設の長寿命化及びLCC（ライフサイクルコスト）の縮減を推進します。

4 工業用水道

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・工業用水道事業は、1985（昭和 60）年に地下水で、1990（平成 2）年に表流水で給水を開始し、法定耐用年数（40 年）を経過した管渠はありません。
- ・大口需要家の需要が減少し、施設が大量の余剰能力を抱えていることから、令和元年度より施設の一部を上水道に移管転用し、水道事業と共同利用しています。

【課題】

- ・老朽化した浄水設備・機械設備について更新が必要となることから、中長期的な整備計画により対応することが必要です。

(2) 管理に関する基本方針

- ・中長期的整備計画により施設の改修を行うとともに適正な維持管理を行い、施設の長寿命化及びLCC（ライフサイクルコスト）の縮減を推進します。

5 下水道

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・下水道事業は、公共下水道は 1993（平成 5）年に、農業集落排水は最も古い鴻野谷地区において 1987（昭和 62）年に供用を開始しました。その後、鴻野谷地区は公共下水道に接続しましたが、法定耐用年数（50 年）を経過した管渠はありません。また、公共下水道は全て流域下水道に接続しており、市単独の処理場はありません。

【課題】

- ・法定耐用年数を経過する管渠はないものの、今後、同時期に大量の更新が想定されることから、更新工事を平準化し、財源を確保しながら中長期的な整備計画に

より対応することが必要です。

(2) 管理に関する基本方針

- ・管渠及び処理施設等の大量更新期が到来する前に、ストックマネジメント手法を踏まえた長寿命化計画を策定し、更新費用の平準化を図ります。

6 ガス

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・ガス事業は、1960（昭和 35）年の供給開始以降、数次にわたる供給区域の拡大を経て現在に至っています。管種別に定めた実使用年数を経過したガス管については、計画的に布設替えを実施しています。
- ・ガス管の耐震化については、中圧導管の耐震化は完了していますが、低圧導管も含めた全体の耐震化率は 2020（令和 2）年度末で 46.3%です。

【課題】

- ・老朽化したガス管の布設替え、供給施設等の更新を実施するためには、財源の確保が必要です。このため、更新工事の平準化を目的とした中長期的な整備計画により推進することが必要です。

(2) 管理に関する基本方針

- ・中長期的整備計画により施設の改修を行うとともに適正な維持管理を行い、施設の長寿命化及びLCC（ライフサイクルコスト）の縮減を推進します。

7 その他のインフラ

(1) 現状や課題に関する基本認識

【現状】

- ・準用河川は 13 河川あり、自然河川では、多降雨時に河岸崩落等の被災や、土砂等の堆積による流水障害が発生しています。茶郷川の放水路については経年劣化が進んでおり、排水機能を維持するため適宜修繕しています。
- ・消雪パイプ本管は 116,630m 布設されており、ノズル交換等の軽微修繕以外の経年劣化に伴う布設替えについては計画的に実施しています。
- ・流雪溝は 56,091m 整備されており、揚水機場における機械設備の不具合が増加しつつあります。
- ・防火水槽は市内に 356 基あり、消火栓と合わせると消防水利の基準に対する当市の充足率は 88%となっています。

【課題】

- ・河川パトロールを定期的実施し、異常の早期発見による対応が必要です。天然河岸については、溢水の危険性が高い箇所改修が必要です。人工河岸は、護岸施設の経年劣化による機能低下が懸念されます。
- ・消雪パイプは経年劣化により本管の布設替が必要な路線が増加し、流雪溝の揚水機場の機械設備についても経年劣化が進んでいることから、中長期の整備計画による平準化が必要です。

- ・ 防火水槽は、定期的な点検により、漏水等の修繕箇所を早期に把握することが必要です。

(2) 管理に関する基本方針

- ・ 河川パトロールを定期的実施し、異常が認められた場合は早期に河川機能の回復に努めます。天然河岸については、溢水の危険性が高い箇所を計画的に改修し、安全性の確保に努めます。排水樋門の適正管理を行い、異常が認められた場合は速やかに国土交通省信濃川河川事務所に報告します。
- ・ 消雪パイプに関しては、降雪時のパトロールを実施し、路面状況による消雪不具合箇所を確認します。中長期的整備計画により施設の改修を行うとともに適正な維持管理を行い、施設の長寿命化を推進します。なお、布設替え工事や修繕については、国交付金事業やノズル交換等の節減技術を活用し、経費の節減に努めます。
- ・ 流雪溝の揚水障害はその原因を調査し、抜本的な改良を県に要望します。
- ・ 防火水槽は、長期的な整備計画による充足率の向上に努め、耐震性貯水槽の設置を進めます。また、定期的な点検や消防団からの情報等により施設の状態を把握し、予防的修繕等による長寿命化を図ります。

第5章 推進体制

5-1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の推進にあたっては、関係部署が連携を図りながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

公共施設等の総合的なマネジメントの推進には、公共施設等全体の情報を一元的に管理し、全庁的な共有化を図る必要があることから、新地方公会計システムの導入に伴う固定資産台帳の整備により一元化した情報を活用し、公共施設等の効率的な維持管理や更新を行っていきます。

なお、本計画の進捗状況や見直しについては、市民への情報提供に努めることにより、認識を共有し、公共施設等の適正な配置の実現を目指します。

5-2 フォローアップの実施方針

計画の確実な実行に向け、固定資産台帳やPDCAサイクル等を活用した進行管理により、継続的な計画の推進と改善を図ります。

本計画は、進行管理の結果や財政状況、社会情勢の変化など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

